HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	〔紹介〕十勝アイヌ民族の十勝川共有漁場自営・共有財産取り戻し運動史料 ： 「十勝外四郡土人関係書類」（北海道大学附属図書館北方資料室所蔵）から
Author(s)	井上, 勝生
Citation	北海道大学大学文書館年報, 11, 74-121
Issue Date	2016-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61490
Type	other
File Information	ARHUA11_004.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

＜資　　料＞

〔紹介〕十勝アイヌ民族の十勝川共有漁場自営・共有財産取り戻し運動史料
―「十勝外四郡土人関係書類」（北海道大学附属図書館北方資料室所蔵）から―

井上　勝生（解説）

［凡例］

一、本史料「十勝外四郡土人関係書類」は、北海道大学附属図書館北方資料室に、閲覧記号「ア 951.4/To」で所蔵されている。1892年、十勝アイヌ民族の共有財産訴願関連文書が中心で、それ以前の関連文書も多数ふくまれる。釧路郡役所、十勝戸長役場、北海道庁の公文書、また十勝アイヌ民族代理人から役所へ提出された文書、定型公文書、電報などの原文書を綴じ合わせたものである。一部、写も含まれる。文書は、作成年月日が前後混在して綴じられている。なお表題の由来は、明らかでない。

一、図書館蔵書目録では、全416枚と記される。また写真版が、同じ北方資料室に架蔵され、閲覧記号「952.4/TOK」三分冊で、全463枚である。文書に、付箋、封書、書簡、電報などが多数あり、写真版は、付箋などの撮影のために枚数が違っている。

一、「十勝外四郡土人関係書類」から、1892年（明治25年）、十勝アイヌ民族の訴願運動の、基本的史料50点を抜粋した。また、1892年以前で、この訴願運動の参考になる史料８点を抜粋した。

一、文書は、（）や〔〕で番号を付し、年代順に並びかえた。各文書冒頭行末に、文書が、何枚目にあるかを示した。写真版の枚数で記した。＜206-210＞は、その文書が、写真版で206枚目から210枚目にあることを示す。

一、句読点や並列点を施した。校訂者註は、原則〔〕を付した。（）は原文のものである。

一、漢字は、原則として正字にあらため、変体仮名などは、原則として現代仮名に改めるなど、史料復刻の通例の原則にしたがった。

一、史料中の抹消や挿入は、原文にしたがって〔抹消〕などと示した。ただし、表記を省いたものもある。ルビは〔〕を付けた以外は、原文通りである。ルビも、省いたものもある。朱書きは、〔朱書〕と示した。また例えば、〔参考１〕の本文の「内第一八八号」は、「内」と「一八八」が朱書、「第」と「号」が印字であり、他も同様であるが、その表示を省略した。その他、あまりに煩瑣にわたるものは、校訂の注記を省略した。

一、公文書で、役所名が印刷された罫紙に記されたものは、文末に「北海道十勝外四郡各

村戸長役場の罫紙」のように表記した。

一、〔参考５〕の史料「旧土人共同鮭曳網漁場入札貸与願」には、本文中に「別紙図面ノ如ク」と記され、文末に図面が添付されている。この図を、［資料］の最後に掲載した。

一、史料中に、蔑称（「土人」「旧土人」など）や、あからさまな偏見が込められた表現が多くあるが、歴史資料としてそのまま掲載した。

一、解読にあたっては、［解説］に付記したような事情で、山田伸一氏から提供されていた山田私家版・仮解読をも随時、解読の参考にした。感謝を申し上げる。本解読の責任は、井上にある。

一、目次の（）に、利用の便宜、目安のために、文書の内容を簡潔に示した。

［目次］

⑴　甲第３号（十勝外四郡戸長役場）
（アイヌ取締人・農業授産政策の現況、アイヌ民族と官庁の紛争など上申）
石井佐五郎十勝戸長→椎原国太釧路郡長　明治25年１月18日　＜206-210＞
⑵　内第138号（釧路郡役所）
（アイヌ取締人に、十勝アイヌ救済米購入代金等、精算書提出を指令）
椎原釧路郡長→アイヌ取締人・江政敏（函館商人）　１月18日　＜187-188＞
〔参考１〕「無号命令」（釧路郡役所）
（アイヌ救済米代金に、アイヌ民族共有北海道製麻会社株券利子・共有漁場賃貸料を充てる指令）
椎原釧路郡長→江政敏　明治24年12月９日　＜188-189＞
⑶　内第188号（釧路郡役所）
（江政敏からアイヌ救済米精算書提出なし、２月10日までに申出の達）
椎原釧路郡長→江政敏　明治25年１月23日　＜146-147＞
⑷　「具申」（十勝戸長役場）
（アイヌ取締人江政敏の清算遷延について、清算期限指定、具申）
石井十勝戸長→椎原釧路郡長　１月24日　＜68-69＞
⑸　焼失御届・焼失目録（江政敏）
（２月３日夜、江政敏自宅火災、アイヌ共有金・授産書類焼失届とその目録、焼失書類計57冊84葉２綴）
江政敏代理立花元養→椎原釧路郡長　２月６日　＜212-214＞
⑹　「回答」（江政敏・前代理細谷直英）
（細谷直英代理解除後、細谷が清算引継がず・失踪・行方不明との江政敏の申立につき細谷の弁明）
江政敏前代理・細谷直英→大津蔵之助宛　２月４日　＜6-8＞

〔参考２〕24年度十勝外四郡旧土人勧業費請払調　＜8-11＞

⑺「上申」（江政敏代理立花元養）
（アイヌ救済米精算書など発送まぎわに江政敏自宅火災焼失と、精算書を再調の届）
江政敏代理・立花元養→釧路郡長椎原宛　２月７日　＜211-212＞

⑻「回答」（江政敏）
（内第188号達に対し、帳簿類、細谷直英に取り扱わせた、と弁明）
江政敏→椎原釧路郡長　２月14日　＜144-145＞

⑼　再伸書（十勝外各村アイヌ民族代理大津蔵之助）
（旧郡長、江政敏とともにアイヌ民族共有株券を抵当にし、金策周旋につき、アイヌ民族の緊急再願）
十勝アイヌ民族代理大津蔵之助→椎原釧路郡長　２月17日　＜4-5＞

〔参考３〕石井戸長の直話書付（十勝外四郡旧土人管理事務所）
（大津蔵之助とアイヌ民族契約の件、石井戸長風聞）
（作成者不明）　明治25年２月18日　＜354＞

⑽　内第400号（釧路郡役所）
（アイヌ民族、飢餓に迫り、生活なりがたきもの取調べ、救済玄米下渡、申入）
釧路郡長→石井十勝戸長　２月19日　＜185-186＞

⑾　移文案・内第401号（釧路郡役所）
（12月９日無号命令〔参考１〕について、戸長とアイヌ民族伍長の証明あれば、玄米交付、命令）
釧路郡長→江政敏代理・立花元養　２月19日　＜186＞

⑿　釧路郡長・電報
（内第188号達に対し至急回答命令）
釧路椎原郡長→江政敏　２月22日　＜145＞

⒀「照会」（江政敏代理立花元養）
（アイヌ民族へ救済米渡し方、平等配分、１戸平均３斗限度などの郡長指令について照会）
江政敏代理立花元養→椎原釧路郡長　２月26日　＜184-185＞

⒁　乙第602号（釧路外十郡役所）
（アイヌ救済米渡し方、配分法、江政敏の照会に対して、釧路郡役所の回答）
釧路郡役所第二課→江政敏代理立花元養　３月２日　＜182-183＞

⒂　乙第106号（十勝外四郡各村戸長役場）
（アイヌ民族、活路なき者を取調、３月９日までの救済米支給報告と支給全戸174戸書上）
石井十勝戸長→第二課長田中滋　３月17日　＜216-224＞

⒃　上書（十勝アイヌ民族代理人大津蔵之助）

（江政敏に特貸のアイヌ共有漁場、江から取り戻し、アイヌ民族による共同漁業、アイヌ民族再願）

アイヌ民族代理人大津蔵之助→釧路郡田中書記　4月15日　＜11-15＞

〔参考４〕漁場継続拝借願（大津村・江政敏）

（十勝アイヌ民族共有漁場、前浜、タンねウスなど６ヶ所すべて貸与、江政敏願書）

江政敏→釧路宮本郡長　明治22年６月23日　＜130-131＞

〔参考５〕アイヌ民族共同鮭曳網漁場入札貸与願、および郡長の不許可貼紙

（大津川鮭漁は「宝蔵」、江政敏全川一手特貸、大津村民は離散の外なし、従来通り一般入札願）

十勝郡大津村橋本順造他４名→北海道庁長官永山武四郎宛　明治23年１月27日

郡長の「許可シ難シ」貼紙、同年７月22日付　＜79-85＞

⑰　乙第185号（十勝外四郡各村戸長役場）

（２回目、アイヌ救済米配当方・報告、および救済全戸193戸、村別書上）

大津戸長役場→釧路郡役所　明治25年５月７日　＜232-244＞

⑱　北海道庁内務部長・電報

（アイヌ授産の件、詮議中、報知）

北海道庁内務部長→釧路郡長　５月27日　＜231＞

⑲　釧路田中郡書記・電報

（アイヌ授産、北海道庁で詮議中、連絡）

釧路田中郡書記→大津戸長役場・椎原郡長　５月28日　＜230＞

⑳　願書（十勝アイヌ民族惣代人大津蔵之助）

（アイヌ民族共有金利子にて播種、共同漁業のため漁場取り戻し、共有金清算取扱、アイヌ民族願出）

十勝アイヌ民族惣代人大津蔵之助→釧路椎原郡長　６月９日　＜24-26＞

㉑　願書（十勝アイヌ民族惣代人大津蔵之助）

（十勝アイヌ民族310余戸困難切迫、北海道庁内務部長へ郡長に至急取扱をさせるよう、アイヌ民族直願）

十勝アイヌ民族代理大津蔵之助→北海道庁内務部長遠藤達　６月22日　＜27-28＞

㉒「至急願書」（十勝アイヌ民族惣代大津蔵之助）

（十勝アイヌ民族、１月に出願数十件、一つも分明ならず、至急を要する６件、内務部長へ出願）

（６件、①江政敏の解任、②漁場取戻しとアイヌ民族の自営、③旧郡長が江へ勝手貸付は無効、④アイヌ共有金の郡役所引継までの清算とアイヌへの下戻し、⑤郡役所引継以降の清算、⑥道庁から郡長へ命令）

十勝アイヌ民族惣代大津蔵之助→内務部長遠藤達　６月22日　＜29-33＞

⑵3　漁場貸与指令処分の儀伺（釧路郡役所）
（アイヌ民族共有漁場、江政敏一手借受取消の件、道庁長官から至急決裁、電報をもって伺）
釧路郡長→北海道庁長官　６月23日　＜258-264＞

⑵4　御届（釧路郡役所）
（アイヌ民族漁場、アイヌ民族が自営着手の準備中、江政敏漁場賃貸料を江へ返戻の願）
十勝アイヌ民族代大津蔵之助→釧路郡長椎原　６月24日　＜16＞

⑵5　「上申」（釧路郡役所）
（江政敏清算報告せず、アイヌ民族生計の道なし、飢餓眼前、アイヌ民族から漁場自営強願、北海道庁の至急詮議を再上申）
釧路椎原郡長→北海道庁渡辺千秋長官　６月24日　＜243-247＞

⑵6　親展（北海道庁）
（十勝アイヌ民族惣代、道庁へ願出に付き、出張の白仁参事官と協議、指令）
北海道庁遠藤内務部長→椎原釧路郡長　６月30日　＜27＞

⑵7　御届（釧路郡役所）
（十勝アイヌ民族の共有漁場自営につき、本年より水産税・戸数割税・協議費などアイヌ民族から直接上納する届）
十勝アイヌ民族代大津蔵之助→椎原釧路郡長　７月８日
椎原郡長から石井十勝戸長へ、奥印の上、届を回達　７月11日　＜17-18＞

⑵8　委任状・写（十勝郡各村アイヌ民族代表・17名連名）
（十勝アイヌ民族、公・私用差支、各散稼で閑暇なく、一同協議し、大津蔵之助へ訴権３ヶ条を委任）
（３条、①アイヌ民族一同の公私一般用事、税上納手続一切、②アイヌ民族一同の願伺届と共有金請求、共同漁場取戻、本年より共同漁業着手、③アイヌ民族共有金と利子・漁場賃など収支清算・残金請求）
十勝郡旅来村リクンテキ他16名→大津村大津蔵之助　７月９日　＜64-66＞

⑵9　内第1717号（釧路郡役所）
（十勝アイヌ民族、共有漁場賃貸料返戻・水産税直接上納など、⑵4のアイヌ民族届け不許可指令）
椎原釧路郡長→石井大津村戸長　７月９日　＜15-16＞

⑶0　椎原釧路郡長・電報
（江政敏の漁場賃返戻は困難、詮議中を報知）
椎原釧路郡長→アイヌ民族代理大津蔵之助　７月10日　＜37＞

⑶1　アイヌ民族代理大津蔵之助・電報
（水産税、アイヌ民族より直接上納、江政敏漁場賃「受け取るな」、と再び要請）

アイヌ民族代大津蔵之助→椎原釧路郡長　７月10日　＜38＞

⑶2　大津村アイヌ民族代理大津蔵之助・電報

（アイヌ民族共有漁場貸さず、前郡長の勝手な貸付、今取り戻しを、理由を尽くした、と再要請）

アイヌ民族代理大津蔵之助→椎原釧路郡長　７月11日　＜273＞

⑶3　内務部長電報（北海道庁）

（漁場貸与指令取扱の件、白仁参事官巡回の節、打ち合わせ、再指示）

内務部長→郡長宛　７月12日　＜40＞

⑶4　上伸書（アイヌ民族代大津蔵之助）

（アイヌ民族共有漁場貸し賃、江政敏より請取なく返戻方、郡長は先日認諾されたと、さらに再願）

アイヌ民族代理大津蔵之助→釧路郡田中滋書記　７月13日　＜3-4＞

⑶5　田中釧路郡書記・電報

（郡長、巡回にて不在の報知）

田中釧路郡書記→大津村大津蔵之助　７月13日　＜39＞

⑶6　大津郡アイヌ民族代理大津蔵之助・電報

（アイヌ民族の財産・漁場、「現郡長に誰が任せた」、取り戻し請求）

大津郡白人アイヌ民族代リクンテキ代大津蔵之助→椎原釧路郡長　７月13日　＜275＞

⑶7　椎原釧路郡長・電文（北海道釧路郡役所）

（アイヌ共有漁場貸与は前郡長の職権によるもの、と取扱い詮議中の報知）

椎原釧路郡長→大津村大津蔵之助　（７月13日カ）　＜274＞

⑶8　大津蔵之助・電報

（アイヌ民族の越年困難は目前、不慮の恐れを報知、清算を後にしても、漁場返戻を急ぐ再願）

大津蔵之助→椎原国太　７月13日　＜276-277＞

⑶9　北海道庁内務部・第707乙号

（リクンテキ・大津蔵之助の再願書を回送、白仁参事官と協議の指令）

遠藤内務部長→椎原釧路郡長　７月15日　＜272-273＞

⑷0　釧路郡長・電文（釧路郡役所）

（白仁参事官と協議済み、江政敏の管理解任、授産方法は後日決定、漁場指令取消差措きなど、伺）

椎原釧路郡長→北海道庁長官渡辺千秋　７月18日　＜280-281＞

⑷1　建議書（十勝外四郡各村アイヌ民族代大津蔵之助）

（漁場２ヶ所取戻、漁場貸賃と株券利子下渡、来る明治27年よりアイヌ漁場自営と入札など、５ヶ条建議）

（５条、①江へ貸与漁場の内２ヶ所、漁業自営に取り戻し、②アイヌ共同漁場賃・株

券利子をアイヌ民族へ直に渡す、およびその運用法３項、③アイヌ共有金貸付に由来する板庫の名義明記、④江政敏への貸付金にアイヌ民族が訴権を持つ、⑤アイヌ民族共同漁業を明治27年より始める、村民への入札も）

十勝アイヌ民族代理大津蔵之助→椎原釧路郡長　７月19日　＜32-34＞

⑷2　共有金下渡願（十勝外四郡各村アイヌ民族）

（郡役所と取締人はアイヌ民族の「如何なる困難」も看過、アイヌ民族共有金取り急ぎ下渡願）

アイヌ民族代理大津蔵之助・リクンテキ・シヨブトイ・レキサニ→椎原釧路郡長

７月22日　＜53-54＞

⑷3　「アイヌ民族より聞取」（釧路郡役所）

（江政敏貸金の棄却・官引継書類の所在・江への委托について、細川宅にてアイヌ民族からの聞き取り）

（筆者不明）（７月24日）　＜332＞

⑷4　大津蔵之助・電報

（在函館の大津蔵之助より、協議の件、報知）

函館在大津蔵之助→椎原釧路郡長　７月26日　＜270＞

⑷5　椎原釧路郡長・電文（釧路外十郡役所）

（アイヌ民族、尽力の件）

椎原釧路郡長→大津蔵之助　７月27日　＜269＞

⑷6　「申入」（釧路外十郡役所）

（十勝アイヌ民族所有株券利子金の取扱、アイヌ民族の願出あることを報知し指令）

釧路郡長→十勝授産方、江政敏代立花元養　７月28日　＜50-51＞

⑷7　アイヌ民族薬価調書（釧路外十二郡役所）

（明治24年８月から明治25年６月の薬価、総計309円余）

公立大津病院医員菅井桂之助→石井十勝郡戸長　７月29日　＜331－332＞

〔参考６〕領収書

（明治23年、十勝アイヌ民族代リクンテキ納入、戸数割税72円余）

石井十勝戸長　明治23年８月28日　＜432-433＞

〔参考７〕領収書

（明治23年、十勝アイヌ民族勧業費請取100円）

江政敏代理細谷直英→釧路郡長宮本千万樹宛　明治23年９月８日

＜429-430＞

〔参考８〕「納入書」（十勝外四郡アイヌ民族291戸惣代リクンテキ）

（明治23年度第４期８等村費納入53円余）

リクンテキ　明治24年１月７日　＜436＞

⑷8　白仁参事官・電報

（７月18日上申２ヶ条について意見の問い合わせなど）

白仁参事官→釧路郡長　８月５日　＜279＞

⑷⑼　郡長電文案

（７月18日上申２ヶ条について意見なしの回答など）

釧路郡長→北海道庁参事官白仁武　８月６日　＜278-279＞

⑸⑽　北海道庁長官・電報

（７月18日電信２ヶ条、江政敏管理者解任・漁場指令取消伺について、伺を承認）

北海道庁長官→椎原釧路郡長　８月10日　＜281＞

［資料］

⑴　１月18日　　＜206-210＞

〔朱書〕「甲第三号」〔用紙５枚に戸長の割印〕

部内旧土人取締廃止、並ニ共有金清算方、届出ノ儀ニ付、内第二七七一号ヲ以テ御達ニ拠リ、右届書一先却下、其詳細一応取調候処、別紙ノ通リ更ニ願出アリ、今斯ノ如ク取締人廃止ヲ訴フルニ及ヒタルハ、想フニ取締人江政敏〔ゴウマサトシ〕ハ身自ラ其職務ニ当ラス、又代理人其者カ旧土人ニ対スル百事ノ取扱上、親切ヲ欠キタルヲ奇貨トナシ、前年来不当ヲ称フル処之旧土人漁場特貸処分ニ関スル不平、村民ノ教誘煽動等多少アリテ、彼是今日ノ如ク代理委員ヲ現出スルノ結果ニ至リタルモノト愚考仕候、抑モ江政敏カ前年旧土人授産御依托ノ際呈出致候授産方法ノ大約ヲ聞クニ、授産ハ専ラ農桑ノ業ヲ以テ恒産トナシ、其余暇、殊芸アルモノハ便宜ノ事業ニ就カシメ、耕作物ハ勉メテ日用食品ニ供スル穀〔シュク〕菽類ヲ培養セシメ、以テ食料ニ充テ、後適宜ノ植物ヲ栽培セシメ、其販売方法ヲ設ケ、以テ日需品購求ノ資ヲ佐ケ、又タ授産事務所ヲ大津及各郡枢要ノ地ニ置キ、各郡事務所ニハ篤実ナル和人農夫ヲ以テ該事業ヲ始メ、其他万事督査取締ヲ為サシメ、奨励法ヲ設クル等、総テ土人一身ニ関スル万端ノ管理ヲナスカ如シ、然ルニ昨年来ノ有様ヲ視ルニ、他事ハ勿論、其農事授産上ニ至ルマテ、一切放抛ノ姿ニテ、数年来優渥ナル保護救済ヲ受ケ、稍振起シ来リタルトコロノ農業モ漸ク退歩ノ姿ヲ呈シ、今両三年此侭ニ付スルトキハ、畑地ハ再ヒ茫々荒蕪地ト変シ、土人復タ従前ノ如ク流離滅裂ノ惨状ニ立戻ヘク候、斯ノ如クナレハ、折角御保護ノ趣意モ水泡ニ属スル感ナキ能ハス、熟々旧土人ノ状態ヲ観察スルニ、往年単一時代ノ如ク、天賦ノ楽園ニ住シ、無為ニ天産物ニ拠テ衣食シ、海漁山猟ヲ常職トシ、活路ヲ天涯ニ開キツヽ来リシカ、社会ノ形勢漸ク変遷スルニ及ヒ、天産無為ノ生活ヲ営ムヲ得ス、日ニ月ニ複雑ノ封域ニ進入シ、今ヤ内地人ニ稍対等ノ権義ヲ付与セラレ、旧時ノ体裁ヲ存セサルニ至ル、然レトモ之等ハ概ネ外形上ノ進化ニ止リ、内裡、即チ志想ノ開明ニ至リテハ、数年来ノ久キ墨染シ来ルトコロノ陋習ハ未タ全ク蝉脱セサルモノアリ、故ニ久来漁猟ノ二業アルヲ知テ曽テ穀菽栽培ノ実務ニ通セサルヨリ、農事其業ニ至リテハ冷淡懶惰〔ランダ〕ナル実ニ云フヘカラサルナリ、元来彼等ハ無教育ナルヲ以テ、道徳トハ如何ナルモノカ、国民トハ如何ナルモノカ、彼我利害得失ヲ知ラサルハ勿論、一モ進取改良スルノ念慮ナク、又タ彼等ハ蒙昧且質朴ニシテ、与ミシ易キ事ハ恰モ嬰児ノ如ク、総テ我意ニ適ヲ以テ去就ヲ決ス、毫〔スコシ〕モ権義ノ何タルヲ弁知セス、尤モ積年ノ襲風ハ一朝能ク一意ノ矯正ヲナシ得ヘカラサルヲ以テ、自営単ハ到底数年ノ後ニアラサレハ期スヘカラズ、斯ノ如キ有様ナルヲ以テ、普通ノ人民ニ依托管理セシメ、土人ニシテ満足無事ノ日ニハ敢テ差支ナキカ如キモ、一朝有事不平徒ノアルニ至リテハ、教唆スルノ奇好者アリ、竟ニ今般ノ如ク紛擾ヲ醸生スルニ至リタルハ万不得止、自然ノ勢ト思考仕候、土人ヲシテ普通人民ニ委托管理セシムルトキハ、江政敏ノ如ク、先キニ呈出シタル方法ト齟齬シ、自然放任ノ姿ニ流レ、又彼等ノ意ニ任セハ、年ヲ追フニ随ヒ共有漁場ハ勿論、各般ノ事業ハ内地移民ノ手裡ニ属シ、

無拠、祖先来住居セシ土地ヲ去テ、山間辺陬〔スウ〕ノ地ニ転スルアリ、或ハ奴皁〔ソウ〕トナリテ使役ヲ甘スルアリ、或ハ漁期ニ臨ミ四方ニ出稼スルアリ、一家団欒快楽ハ忽チ変シテ昔日ノ如ク憐ムヘキ悲境ニ陥ハ理ノ最モ見易トコロニシテ、之レ素ヨリ社会自然ノ大勢ニ於ケル現存ノ争闘ハ数ノ免レ得ヘカラサルヲ以テ、旧土人カ世路ハ農業ヲシテ盛ナラシムルハ今日ノ最大急務ナリトス、故ニ江政敏カ管理職ヲ解キ、旧土人等カ堵ニ安スルマテ、先般道庁ヨリ吏員ヲ派シテ農事ヲ監督奨励セラレタル如ク、官庁ニオイテ直接管理ヲナスハ保護策ノ最モ当ヲ得タルモノト被考候ニ付、此段副申候也

明治二十五年一月十八日

十勝外四郡各村戸長　石井佐五郎（印）

釧路外十二郡長　椎原国太殿

〔北海道十勝外四郡各村戸長役場の罫紙〕

⑵　1月18日　＜187-188＞

明治廿五年一月十八日調　主任　田中郡書記（印）

郡長（印）　第一課（印）

第二課

月　日処分済　浄写（印）第三課

内第一三八号　校合

件名

客月九日付、無号〔史料・参考１〕旧土人救済用玄米購買方命令及置候処、〔抹消、訂正印〕「最早」〔挿入、朱書〕「既ニ」該米到達ノ筈ツ、就テハ購入代金及運搬費等、〔抹消、訂正印〕「速カニ」精算書速カニ御差出可有之、右申入候也

明治廿五年一月十八日　郡長名

江政敏殿

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

〔参考１〕（明治24年12月９日）　＜188-189＞

明治廿四年十二月九日調　主任　田中郡書記（印）

郡長（印・椎原）　第一課

第二課

月　日処分済　浄写　第三課

第　号　校合

件名

江政敏

旧土人等、沍〔コ〕寒ニ当リ救済方、本月七日付伺出ノ件ハ、左記各項ニ依リ取扱ヘ、玄米購求方、取計ラルヘシ

一玄米百石購入方ハ、予算書金額以内ヲ以テ、精々適当ノモノヲ注意シ、可及的廉価ニ買入ルヽヲ要ス
二前項購入代金ハ、十勝外四郡旧土人所有製麻会社株券、第六回分補給利子ヲ以テ之ニ充テ、其他ハ共有漁場貸料ノ内ヲ以テ本衙ヨリ交付ス
三各自ヘ玄米下渡方ハ、平等ニ分配スヘシ
四前項ノ下渡方ハ、苟クモ救済ノ本旨ヲ軽視セズ、事実全ク飢餓切迫ニ臨ミ、之レヲ施行スヘシ、必ス怠惰遊食ノ資トナラザル様、注意ヲ要ス
五玄米下渡方ハ、仮ニ帳簿ヲ設ケ、年月日、数量、領収者氏名押印ヲ登載シ、追テ清算ヲ要スルモノトス

明治廿四年十二月九日　　郡長名

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

⑶　１月23日　　＜146-147＞

明治廿五年一月廿三日調　　主任　田中郡書記（印）
郡長（印・椎原）　　第一課
第二課
月　日処分済　浄写　　第三課
内第一八八号　　校合
件名

十勝郡大津村
江政敏

〔上欄外、朱〕「函館へ送付スヘキ事」
嘗テ申入候十勝外四郡旧土人授産金〔抹消〕「ニ係ル金」穀物品収支ニ対スル帳簿並ニ正当証憑書類、于今提出無之、時日遷延不都合ノ至リニ付、早急提出方可有之、但尚ホ此上遷延相成候ニ於テハ、整理上不得已ニ因リ、相当調査ヲ加ヘ、不明瞭ニ渉ルノ支出ハ、都テ弁償セシムルコトアルヘシ、右相達候也
明治廿五年一月廿三日　釧路外十二郡長　椎原国太
追テ本件至急ヲ要スヘキニ付、来ル二月十日迄、否御申出相成度、右為念申添候也
〔左欄外、鉛筆〕「会所町」

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

⑷　１月24日　　＜68-69＞

〔上欄外、右端〕「椎原の印」
先般、出釧ノ旧土人代理大津蔵之助ヲ以テ、御口達相成候土人取纏、江政敏ニ係ル清算、督促方ノ義、即チ本人代理立花元養ヘ相達候処、先般来郡衙ニ向ヘ延期出願ノ如ク、政敏カ前代理人細谷直英帰村無之トキハ清算困難ノ事実申立、然ルニ右直英ハ、目今、縣地宮

城県石巻ニアル自宅ニ在留ノ趣キ、就テハ往復大約ノ日数ヲ計リ、延期ノ時日ヲ御指定御達相成候様致度、旧土人代理人大津蔵之助カ申出ノ次第モ有之、此段具申候也

明治二十五年一月廿四日

十勝外四郡各村

戸長　石井佐五郎（印）

釧路外拾二郡長　椎原国太殿

〔北海道十勝外四郡各村戸長役場の罫紙〕

⑸　2月6日　＜212-214＞

焼失御届

本月三日午後九時三十分頃、十勝郡大津村自宅ヨリ出火、物品持出方必死尽力仕候エトモ、遂ニ旧土人授産ニ関スル金員書類ノ内、別紙之通、焼失仕候間、此段御届仕候也

十勝外四郡旧土人授産方

江政敏代理

明治廿五年二月六日　立花元養（墨拇印）

釧路外十二郡長　椎原国太殿　印形焼失ニ付、拇印

焼失目録

一金参拾弐円三拾銭　授産費仕払残金

一十勝・中川・河西・河東・上川五郡　旧土人困窮者貸与調　五冊

一旧土人貸付人名仕訳帳　四冊

一薬価立換調書　壱冊

以上三点ニ記載之金額、合計弐千〇拾三円弐拾五銭五厘ノ内、返済未済額、千九百七拾七円八拾弐銭五厘ニ関スル帳簿アリ

一十勝国旧土人寄托金人別帳　五冊

一十勝外四郡旧土人戸籍簿　廿九冊

外ニ五冊ハ現在

一漁業上ニ関スル書類綴　壱冊

一授産金並ニ勧業上ニ関スル書類　弐冊

一戸籍上ニ関スル書類綴　壱冊

一各郡農産物調簿　四冊

一各郡播種反別調簿　壱冊

一種痘証　八十四葉

一縁組届扣簿　壱冊

一死亡届扣簿　壱冊

一旧土人所有船検査番号調　壱冊

一共同漁場出願扣　壱綴
一出生届扣　壱綴
一十勝外四郡旧土人授産費出納簿　壱冊
　但明治廿四年九月以降ニ係ル分
一罫紙板　三枚
〆拾九点
右之通、相違無之候也
　明治廿五年二月六日　右
　立花元養（墨拇印）
　印形焼失ニ付、拇印

(6)　２月４日　＜6-8＞
〔封筒・表〕〔切手２枚、消印、陸前石巻廿五年二月五日、十勝大津廿五年二月十六日〕
「北海道十勝国大津村
　大津蔵之助
　親展貴酬」
〔封筒・裏〕
「宮城縣石巻町字大街道
　細谷直英」
十勝外四郡旧土人管理・江政敏代理属托中、取扱上ニ付、御照会之趣、了承、明治廿四年八月八日、江政敏宅ニ於テ、突然、代理解除候間、本年請取タル金員、支払清算相立、引継可申旨、談判ニ候処、出先ノ事ニテ精細ノ調出来兼ルヲ以テ、大津ニ帰村ノ上、引継ヘキ旨、返答ニ及候処、数項目ニモアラサルヲ以テ、気〔ママ〕臆ノ侭ニテ可然、大津ニ帰村セサルモ、一片ノ書面ニテ足レト云フヲ以テ、二十四年度ノ授産費〔ママ〕ヨ算額、金九百九拾余円ノ内、三百八拾四円請取タル分支払、大凡内訳ヲ取調、函館区会所町五十弐番地、江政敏自宅ニ於テ、残金弐拾弐円〇弐銭ヲ添テ、引継タルハ明治二十四年八月十三日ナリ、然ルヲ清算セス、引継セス、無断失踪、或ハ帳簿携帯住所不分明ニ就キ、見当ルマテ猶予云々トハ、言語同断ノ申立ナリ、浮浪ノ徒ニアラス、本籍、住所判然、且妻子モアルニ於テヲヤ、且政敏ニ暇ヲ告ケテ別レニ臨ミタル際、戸外ニ出ントスルヲ呼留メ、帰国ノ旅費ニセヨトテ、金十五円ヲ出タリ、之レヲ領シテ別レタリ、都合アリ、直ニ帰宅セス、北海道全道浮遊ノ途ニ就ケリ、浮遊中、根室某町某旅人宿ニ入リ、江政敏より電信ノ留置アリ、其信文ニ曰ク、「セヒアハネハナラヌヨアリ、トカチニキタレ」ト、之レ住所不分明ナラサルノ一証ナルヘシ、浮遊中、殊ニ遠隔ノ地ナレハ、十二月九日釧路ニ至リ、江政敏大津本店ニ居ルヤ否ヲ聞合タルニ、已ニ函館へ引揚タル事ヲ確タルニ付、亦々同郡川上郡地方へ浮遊ノ途次、病ノ為メ、二十日釧路ニ引返シ、同所より二十七日、汽船・名古浦丸ニ投、函館ニ至リ、二十九日上陸、直ニ江政敏自宅ヲ訪、磐城国磐前郡平表、実母ノ許へ出発、

不在ニテ面会セス、是レ住所不分明ナラサルノ第二証ナリ、本年一月四日、同人雇某ヲ以、呼ニ来リ、同夜行キタルニ、至急帰津云々ノ談判ナレトモ、旅費ノ都合も有之、日延ノ義申述タル所、何レ立花元養へ面会ノ上ト申事ニテ別レ、翌五日ニ至リ、書面ヲ以、日延難成云々申越候付、旅費金策致タルも到底行届不申、金策出来次第帰村、日限確定ハ更ニ報へク云々端書ヲ以返答致置、一月七日帰縣致、旅費金策中帰縣、即チ江政敏へ向、書面も差立出タル次第、是住処不分明ナラサル第三証ナリ、右ノ理由ナルヲ以、帳簿類携帯スヘキ筈ナシ、右ニテ御了承、夫々御所分相成度、別紙調書相添、此段及御回答候也

明治廿〔五の誤記カ〕四　年二月四日　　細谷直英

大津蔵之助殿

〔参考２〕〔⑹　文末の別紙〕　＜8-11＞

二十四年度十勝外四郡旧土人勧業授産費請払調

一金八拾円也　　大津戸長役場御受取

一金弐拾二円也　　釧路ニて買物代金、役所へハ立替支払ノ分

一金三拾七円　　大津役場より立替支出分

〔以下省略〕

⑺　２月７日　＜211-212＞

受付　第七八号

明治廿五年二月十一日（印）　　（印）

（印・椎原）

旧土人救済米、購入代価其他、精算書調製ノ上、已ニ発送ニ際シ、這回ノ火難ニ係リ、関係書類一切焼失仕候ニ付、目下尚証書再徴取計中ニ付、追テ再調ノ上、差出可申候、此段申上置候也

十勝外四郡旧土人授産方

江政敏代理

明治廿五年二月七日　　立花元養（墨拇印）

印形焼失ニ付、拇印

釧路外十二郡長　椎原国太殿

⑻　２月14日　＜144-145＞

受付　一〇〇号　　廿五年二月廿二日

（印・椎原）

本月廿三日付、内第一八八号御達之公書、本月十四日拝読仕候処、十勝外四郡旧土人授産金穀収支ニ対スル帳簿、並ニ正当証憑書類、早急提出可致云々、了承仕候得共、抑々該件ニ付ては、廿二年度以降、昨廿四年八月ニ至ル迄、御届ケ之上、細谷直英ヲ以テ取扱為致候、然ルニ本人直英ヨリハ、年度ノ初メニ於テ、予算書提出、認可之上施行シ、尚其年末

ニ至タリ〔ママ〕リ、報告書差出置候筈ニ承知致居候、果シテ然ラハ御衙ニハ、業〔スデ〕ニ既ニ御承知之事ト奉存候、尤モ自分義、目下病気療養ノ為メ旅行中ニ候得共、予て立花元養ヲ以テ留守引請人トシテ大津村ニ居住罷在候間、都テ同人御達被成下度、此段御回答申上候也

明治廿四〔ママ〕年二月十四日　　江政敏（印）

釧路外十二郡長　椎原国太殿

⑼　２月17日　　＜4-5＞

再伸書〔用紙継目に大津蔵之助の割印〕

先般、奉呈仕候上申件々ノ内、第拾四項ニ上陳仕候宮本旧郡長カ弐回、雑種牛三拾七頭、旧土人共同物ニ為致ル旨云々、該購入金ノ内トシテ、金員ヲ江政敏ヨリ宮本へ相渡シタルヲ聞ニ、宮本自身ニ金策ニ週旋シ、旧土人共有株券ヲ、釧路ノ或方へ抵当ニ差入、五百円トカ七百円ヲ借リタル由、借主江政敏、保証人立花元養ナリト

一江政敏及代理立花元養、土人取扱上ノ清算ニ就テ、細谷直英ニ照会致候処、別紙壱封ノ回答〔史料⑹〕、乃チ江政敏へ清算シ引継シタル立証ニ御座候、江政敏ハ郡衙ヲ欺キ、飽マテ悪事ニ執念ナル彼等ノ心意、御明覧被成下度

右緊急上申仕候、何分至急御英断被成下度、只管上願仕候也

但、別紙書状、御高覧済之上ハ、御下戻被成下度奉願上候

明治二十五年二月十七日　　十勝外四郡各村旧土人代理

大津蔵之助（印）

釧路外拾弐郡長　椎原国太殿

〔参考３〕〔２月18日ヵ〕　　＜354＞

二月十八日夜、石井戸長、帰省ノ途次、出釧ノ際、自宅ニテ直話

大津蔵之助ハ、旧土人へ契約スルニ

一大津川字トンダ別ノ下浜壱ヶ所、相当代価ヲ以テ貸渡ヲ受ル事

一調査金額ノ壱割五分ヲ申受ル事

一調査一件ニ付、要スル実費ヲ申受ル事

土人等ノ内、八分ハ大ニ反対シ、不服ヲ称フル事〔割注〕「代理ヲ委任セシ土人ハ、僅カニ七八名ナレハナリ」

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

⑽　２月19日　　＜185-186＞

明治廿五年二月十九日調　　主任　田中郡書記（印）

郡長　　第一課（印）

第二課

月　日処分済　浄写　　第三課
内第四〇〇号　　校合
件名
其部内旧土人等ノ内、冱(コ)寒、飢餓ニ迫リ、実際生活難成モノヲ救済スル為メ、今般大津村江政敏へ命令シ、玄米百石購買方、別紙写ノ通、取斗候条、目下飢餓ニ渉リ、難渋ノモノヲ取調、戸長及旧土人伍長ニ於テ証明シ、玄米下渡方、江政敏へ請求可相成、右申入候也
明治廿五年二月十九日　　郡長名
十勝外四郡各村戸長　石井佐五郎殿

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

⑾　2月19日　　＜186＞
移文案
内第四〇一号　　江政敏
代立花元養
客歳、十二月九日付、無号、旧土人救済米購買及下渡方、命令及置候処、右下渡ノ儀ハ戸長及旧土人伍長ノ証明ヲ以テ、請求書ノ節ハ、直チニ交付可有之、右申入候也
明治廿五年二月十九日　　郡長名

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

⑿　2月22日　　＜145＞
明治廿五年二月廿二日調　　主任　田中郡書記（印）
郡長　　第一課
第二課
月　日処分済　浄写　　第三課
内第　　号　　校合
件名　電信案
東京神田小柳町拾九番地　稲本方
江政敏(ゴウマサトシ)　　釧路椎原郡長
一月廿三日(一ゲツ二三ニチ)、内第一八八号(ナイダイ一八八ゴウ)達ニ対シ(タイシ)、至急回答スヘシ(シキウクワイトウスヘシ)　〔朱書〕「字数三十七字」
〔上欄外、朱書〕「取消」

⒀　2月26日　　＜184-185＞
受付　第一一壱号　廿五年三月一日（印）
（印）
旧土人救済米下渡方ノ義ハ、曩ニ御命令之次第モ有之処、今般尚亦内第四〇一号ヲ以テ、御申越之趣了承、右ハ客年十二月九日無号御命令書第三項ニ拠ルトキハ、各自平等ニ分配

スベキハ勿論ノ義ト存候、果シテ然ラハ、救済百石ヲ、旧土人惣人数、仮ニ三百三十戸ト見做シ、壱戸平均三斗ニ該当スルヲ以テ、戸長及旧土人伍長ノ証明ヲ以テ、請求出之節ハ、仮令如何様ノ事情アルモ、三斗迄ヲ限リ、交付スベキ義ニ可有之ヤ、且ツ三百余戸、悉ク飢餓ニ迫ルベキ者ノミニモ有之間敷ニ付、前陳之手続ヲ以テ請求申出サル者ノ分ハ、追テ彼レ等全ク飢餓ニ迫ル迄ハ、永ク保存シ置クベキ義ニ可有之ヤ、至急何分之御明示相成度、此段御照会申上候也

廿五年二月廿六日　　江政敏代理
立花元養（印）

釧路外十二郡長　椎原国太殿

追テ参考之為メ、旧土人伍長ト称スベキ者ノ持区及人名トモ、御取調至急御通報相成度申添候也

⑭　３月２日　　＜182-183＞

明治廿五年三月二日調　　主任　田中郡書記（印）
郡長（印）　　第一課（印）
第二課
月　日処分済　浄写　　第三課
内第六〇弐号　　校合
件名

旧土人救済米下渡方ノ義ニ付、本月廿六日付照会出ノ趣了承、右命令第三項平等云々トアルハ、全ク飢餓ニ迫ル者ノミヲ以テ、同一ニ分与・救済スルノ儀ニシテ、本命令タルヤ、素ヨリ自活無事ノ者ヲ救済スルノ謂レ無之、譬ヘハ爰ニ飢餓ニ迫リ、自活ヲ失フ者、拾人アリト仮定セン歟、是レ等ノ者ガ四月ニ至テハ自営等ノ途ニ就クモノト予期シ、此ノ日数間、一日一人ニ付米弐合、或ハ三合ト、大小人ニ依リ、標準ヲ区別シテ之レヲ救与スルノモノニ有之候以上、嘗テ立花元養出衙ノ際、田中郡書記ヨリ申入タル筈ニ有之候ヘ共、尚ホ照会ニ依リ、右及回答候也

明治廿五年三月二日　　釧路郡役所第二課
江政敏代理
立花元養殿

追テ、旧土人伍長ノ如キ人名等ハ、本衙ノ指定スル処ニ無之、是レ等ハ名称ノ何ニタルニ拘ハラズ、旧土人中実際ニ於テ、譬ヘハ組長、或ハ伍長トモ称シ得ヘキ最モ信用アル確実ノ者ヲシテ飢餓ヲ証セシムルノ義ニ有之候、右申添候也

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

⑮　３月17日　　＜216-224＞

受付七七〇　明治廿五年三月一八日（印）

乙第一〇六号　　（印）
客月、内第四〇〇号郡長命令ニ拠リ、部内旧土人中、飢餓ニ迫リ、実際活路ヲ難歩者ヲ取調べ、各村伍長其他重立タル者ト証明ヲ為シ、三月二日ヨリ同九日迄、別紙調書之通、救済取斗候条、此段及御報告候也

明治二十五年　　十勝外四郡各村
三月十七日　　戸長　石井佐五郎（印）

第二課長　田中滋殿
〔別紙調書省略〕
三月二日から四月九日まで「合計救済玄米、四弐、〇八弐　一四七戸　被救済人員七九四名」と記載がある
「村名　咾別村（イカンベツ）　13戸
止若村（ヤムワツカ）　3戸
蝶多村（チヨタ）　9戸
十弗村（トヲブツ）　4戸
白人村（チロット）　15戸
音更村　35戸
伏古村　35戸
幕別村（マクンベツ）　7戸
芽室村　47戸
幸震村（サツナイ）　6戸（合計、上の記載と異なる）」
〔北海道十勝外四郡各村戸長役場の罫紙〕

⑯　4月15日　　＜11-15＞
上書〔用紙4枚に大津蔵之助の割印〕
謹而書ヲ奉リ、御参考ニ供シ、而テ御賢察ヲ請ハンカ為メ、俯テ左ニ開申仕候
十勝外四郡各村旧土人共有金ハ、元来自働ノ賃金ヲ貯蓄セシモノニシテ、之レカ各自ノ財権ヲ有セリ、而テ協議ノ上、団結金ヲ官庁ニ依頼セシハ言ヲ俟ザルナリ、然ルニ江政敏ハ、旧土人等ニ相談モナク、彼レ等カ自営ノ為メトカ何ントカ云フ虚事ヲ搆造シテ、共有金ヲ下戻出願セシハ何事ソ、無知文盲ノ土人等ニ甘言以テ実印ヲ押シメ、其実共有金ヲ下戻タルモノナリ、夫レ故、目下土人等ハ知ラザルナリト主張スルニアリ、此原因タルヤ、明治二十三年ノ初秋、政敏代理細谷直英ハ、旧土人リグンテキ、レキサニ、両人ニ云フ、株券名儀書換ノ件ニ付、願書ニ調印セヨト、是ニ欺レタルモノナラン、斯場合ニ臨ミ、土人ニシテ文字ヲ解スル能ハザレハ、宮本旧郡長等ノ騙言ニ拠レルモノト被考候、然ルニ政敏ハ旧土人ニ対シ、右願書ノ如ク自営セシメタルヤ、否然ラザルナリ、既往ニ逆テ改ムルニアラザレ共、土人取締人ハ冷淡ナリ、私欲ナリト怨言スルニ止ラズ、取扱上ノ有心故造ナルヲ、貴官ノ上聞ニ達セバ、吾等満足仕候、江政敏カ旧土人ノ共同

漁場特貸出願ノ趣意ハ、旧土人等ヲ手間取ト唱フル日雇ニ役シ、賃魚ヲ與ヘ、雪中ノ生計ヲ易カラシメ、授産上ノ一助ニセン云々、果シテ此言ノ如クナルヤ、否、然ラザルナリ、政敏ハ、特貸ヲ受ケタルヨリ、一層村民ニ反シテ、漁夫モ函館ニ仰キ、終業早々汽船ニテ函館ニ戻ラシメ、一銭タモ遺財セズ、剰ヘ漁季ハ配酒売飲食店ニ至ルマテ己ノ手ニ代営セシメタリ、此等原因ト云フハ、漁場特貸事件ニ付、村民一同、宮本旧郡長カ不当ノ処分ヲ厭ヘ、長官ニ請願スルナト紛議ヲ生ジタルニ依レリ、宮本ハ、十勝国大津村民ノ如クハ保護スルニ及ハズト公言セリト、江政敏ノ悪計、大津村ヲ貧亡ナラシメバ、永ク己ノ悪運ヲ逞フセント計リ、漁季手間取・日雇ニ頼ミ呉レト申込ト雖トモ、村民ハ更ナリ、旧土人ト雖トモ使役セズ、之レ政敏カ営業ノ方針ナレバ、如何トモスル能ズ、年々土人等ハ鮭漁ノ手間取・日雇稼ヲ以テ雪中ノ食料ヲ貯ヘ得ルノ習慣ナルニ、昨年ハ漁季ニ下浜セシ旧土人数百人、空シク無業ニ苦シミ、食魚ノ貯ナク、為メニ本年ノ如ク、飢者ノ惨状ヲ視ルニ至レリ、然レ共、郡役所ノ救済米策善ク旧土人ノ奮発心ヲ感起セリ、実ニ間接ノ幸福之レニ如ズ、旧土人カ前言ノ如クナルハ、江政敏カ全川一手漁業ノ結果ナルヘシ、夫レ政敏カ自言ナリト云フヲ聞クニ、旧土人ヲ使役シテ、賃魚ヲ与フル時ハ、大津村ヲ益スルヲ以テ之レヲ役セザルナリト、然リ然ラバ、政敏カ特貸出願ノ趣意書ニ、旧土人ヲ手間取ニ使ヘ、賃魚ヲ与テ、保護ノ一助ニスルト云フ言行、相合ハザルナリ、之ヲシテ政敏ハ猶計レリ、明後年向フ七ヶ年漁場ヲ借受タリト云フ偽証ヲ作レリ、斯恐シキ忌ハシキ政敏ナレハ、旧土人ノ共同漁場ハ、貸置レザルナリ、素ヨリ不当ノ処分ニ出タルモノニシテ、真正ノ特貸ニアラザルナリ、況ンヤ江政敏ハ特貸出願ノ趣意ニ背キタルニ於テヲヤ、本年ノ如ク雪中糊口ニ苦シムハ、咸〔ミ〕ナ一昨年来政敏カ手裡ノ致処ナレバナリ、依之農業ノ外、共同漁業致度奉存候間、至急漁場御引上被成下度、俯テ奉願候右、弐件ハ御英断ノ御参考ニ供シテ、併テ御処置ノ速カナラン事ヲ謹願仕候也

十勝国十勝外四郡各村旧土人

代理人　　大津蔵之助（印）

明治廿五年四月十五日

釧路外拾弐郡役所

田中郡書記殿

〔参考４〕〔江政敏漁場特貸紛議資料〕　明治22年６月23日　　＜130-131＞

受付　第五〇号〔用紙３枚に江政敏の割印〕　受付明治廿三年一月廿二日

明治廿三年一月廿三日（印）　　第九号（印）

漁場継続拝借願

当大津村、鮭曳網漁場ノ中、旧土人共同拝借ニ係ル者、六ヶ所有之候処、是迄入札方ヲ以、貸与相成、既ニ字前浜ハ名越友太郎、字川尻ハ橋本順蔵ニ、字ウツナイ太ハ大井三太郎、字タンねウス江政敏、字ペトアシねハ藤原二男治、字トシライハ岩崎正三郎等ニ於テ、明治廿壱年ヨリ廿三年迄、三ヶ年間ノ期限ヲ以テ借受罷在候得共、実際、

ウツナイ太、ペトアシね、トシライノ如キ、大井三太郎、藤原二男治、岩崎正三郎三名落札当時ノ名儀而已ニシテ、営業仕用権、悉皆私ニ於テ引受負担致居候次第、且本人等ヨリ別紙写ノ通、念証モ請取居候事実相違無之、然ルニ今般十勝外四郡旧土人授産方、私え御委托相成候、就テハ将来彼等ノ産業ハ重ニ耕作ニ従事可致見込ニ御座候得共、農業ハ彼等未タ不慣ナル而已ナラス、当地方ハ気候ノ不順、其他蝗害等ノ為メ、予想外ノ結果ヲ来ス事、往々有之候間、其余暇ヲ以テ、右漁業ノ雇夫、又ハ手間取ト為シ、其給料ヲ以テ、彼等カ生計ノ一助ニ充テ申度、然ルニ従来ノ如ク入札ノ方法ニテハ変遷無極為メ、授産上、頗ル困難仕候条、明治廿三年已降、廿六年迄、更ニ相当ノ漁場代ヲ以テ、私へ悉皆御貸与相成候様仕度、此段別紙写相添奉願上候也

十勝国十勝郡大津村番外地

明治廿二年六月廿三日　　江政敏（印）

釧路外十郡長　宮本千万樹殿

前書之通リ、願出付、奥印之上、進達候也

明治廿三年一月廿二日　　十勝外四郡各村戸長　大笹守郎（印）

〔以下朱書〕「民第弐拾五号（印）（印）（印）（印）

〔印〕「定例」

願之趣、明治廿四年ヨリ同廿六年迄三ヶ年間許可ス

但シ、漁場貸与料ハ追テ相定ムヘク、其期ニ臨ミ更ニ証書差出スベシ

明治廿三年一月廿三日　釧路外十郡長　宮本千万樹」

〔参考５〕明治23年２月５日　　＜79-85＞

受付第一一号〔用紙５枚に割印〕

明治廿三年二月五日（印）　　受付　明治廿三年一月廿七日

第二号（印）

〔付箋　朱〕

「本願ハ、曩（サキ）ニ道庁ヨリ石黒林太郎へ却下相成、戸長役場ヨリ送付ノ分」

旧土人共同鮭曳網漁場入札貸与願

十勝国十勝郡大津村人民ハ、何等ノ土産アツテ一村ヲ維持スルヤ、曰ク、専ラ大津川ニ於テ鮭漁ヲ営ミ、自活ヲ潤フモノナリ、抑大津川ノ鮭漁タルヤ、元枕〔杉〕浦嘉七ノ受負場所ニシテ、其受負ノ解クルヤ、十勝旧組合ト称スルモノ出テ、去ル明治十二年迄、連続夫レカ業ヲ継キ、一手ニ以テ此レヲ専行シ、他人ノ移住スル事ヲ妨ケタルモノナリ、当時、大津村ノ状況ハ、旧番屋ト称スルモノ壱戸アリ、他ニ家アルヲ知ラズ、人跡希少ニシテ、稍ク土人ノ通行スルニ過キサル処、明治十三年ニ至リテ、優渥ナル官ノ御保護ニ拠リ、旧組合ヲ解キ、移住ノ妨ケナカラシメ、一手営業ヲ廃シテ、分業ヲ許サレタリ、爰ニ於テ漁ニ商ニ工ニ移住ノ民、日ヲ逐テ加ヘ、遂ニ現在百有戸ノ一村ヲ形造セリ、然シテ旧組合一手ノ当時ハ、農ニ従事スルモノハ勿論、他漁ニ望

ミヲ抱ク輩モナク、鮭漁ノ作用モ漁具ノ便否モ顧ミル者モナク、漫然トシテ専業ヲ行フカタメ、資用ハ諸テ他ヨリ求メ、鮭獲ハ平年二千石ニ出テタルナシト、今ヤ鮭獲平年七千石ヲ下ラズ、傍ラ農ニ従事スルモノアリ、亦タ牧場ヲ設クルアリ、尚鱒ニ魚粕ノ漁業ヲ為シ、漸進鱈漁ニモ着手セントスルハ、偏ニ一手業ノ弊ヲ除キ、分業ノ自由ニ因リ、競テ業ヲ奨ミ務メテ漁具ヲ改良シ、鮭獲ノ余有アツテ、他業ニ進着スル事得ルニ至リタルモノナリ、豈一手業ノ弊、恐ザルベケンヤ、事一進スレハ一妨アリト、宜ナル哉、玉言、今ヤ漸ク固有ノ民トナリ、将来猶為サントスル処アルニ、再ヒ私共ヲ圧苦セシメントスル災緒ヲ芽スモノアリ、這〔コレ〕ハ外ナラズ、江政敏其人ナリ、彼レ曩キニ興村茂八ノ漁場ヲ借受ケ漁業シ、漸次手段ヲ設ケ川上少漁師ノ漁場ヲ譲受ケ、或ハ借受ケ、終ニ全川一手ニ営業セン事ヲ計リ、旧土人共同漁場ナル五ヶ処ヲモ、既ニ借受ケント欲シ、明治廿四年ヨリ五ヶ年間、貸与アラン事ヲ、昨廿二年願書ヲ奉呈シ、尚本月ニ至テ、再書ヲ捧ケタル由伝承ス、此レ切ニ私共ノ黙止スル能ハザル凶事ナラズヤ、川上漁場ノ如キハ素ヨリ収支償フベキ処ニアラザルヲ以テ、彼レカ一手ニ握集スルモ、何等恐ルヽニ足ラズト雖トモ、旧土人共同漁場タルヤ、〔挿入〕「「別紙図面ノ如ク」」（印）、漁場中最モ冠タルモノナリ、今此ノ漁場ヲシテ、江政敏カ借受ル時ハ、他ニ漁場ナキカ如シ、然シテ彼レハ、全川ヲ占有シ、居ヲ川向フ字中島ニ占メ、米酒ハ勿論、少ハ針糸迄モ総テ資用ヲ函館ニ購入シ、村内ノ商賈ヨリ一点ノ物品ヲ求ムル事ナク、同居無係ノ人ナリ、加之漁業組合規約モ画餅ニシテ、昼夜ノ別ナク、重網乱獲スル事、客年ノ所為ニ因テ明確ナリ、夫レ彼レカ客年ノ漁況ヲ看ヨ、字トカリコタン、字エレウス、字ヲシケラウスノ漁場休業シ、字中島、字タンねヤウス、字ヲサウス、字ベトアシねニ於テ、重網ヲ係ケ、剰へ漁期中、一回ノ休ミナク、夜網ヲ以テ乱獲セリ、実ニ我侭ナル所断ニシテ、大津村ヲ益スル事少シモナキノミナラズ、彼ノ私共カ生計ノ基礎トスル大津川ハ江政敏ノ有ニ帰シ、私共ハ赤児ノ慈母ニ離レタル如ク、家計ヲ維持スル事能ハズ、終ニ離散スルノ外、道ナキニ至ル、此レ私共切ニ憂慮焦心、不満ニ堪へザル処ナリ、或ハ云ハン、江政敏カ乱獲セントスルモ、規矩アツテ此レヲ為シ能フベキモノニアラズ、又タ村民挙テ漁者ニアラズ、一二ノ者為メニ目的ヲ達スル事能ハザルモノアルモ、何ソ一村ノ興廃ニ関係アランヤト、表理或ハ然ラン、然レトモ実地ニ就テ能ク此レカ民情ヲ翫味スル時ハ、前述ノ虚ナラザルヲ知ル、夫レ説ノ如ク、村民挙テ漁者ニアラズト雖トモ、数家分漁スル時ハ、業ニ従テ属事アリ、収穫品ノ売買ニ商売ノ出入アリ、其他常雇ノ居住スルモノアツテ、他漁ニ進着シ、商ニ工ニ共ニ生計ヲ持ツ事ヲ得ル、亦タ乱獲ハ規矩アツテ制シ得ベキ事、私共知ラザルニアラズト雖トモ、直接ニ停止スルノ施行権ナシ、其他道アランカ、此レヲ為サントスルモ間ニ事情アツテ意志全フスル能ハズ、僻隅ノ村態、豈ニ歎カハシカラズヤ、蓋シ当道ニ於テ何等ノ漁事ヲ為スモ収穫ナキニアラズ、農ニ従事センカ、沃土ノ広漠アリト雖トモ内地ノ如ク此レヲ拓キ、此レニ着手セザルハ何ソヤ、夫レ移住ノ民、寡ナキヨリ雇夫ニ乏シク、此レヲ他ニ求メテ専業トセンカ、収支償ハザルカ為メ何者行

フモノナシ、当大津村ハ大津川と称スル宝蔵アリ、其宝蔵ニ頼リテ、鮭漁ヲ為シ、其鮭漁ヲ以テ生計ノ基礎ヲ立テ、余有余暇ヲ以テ、農ニ牧場ニ他漁ニ進着スルノ時機ニ際会シ、将来殖産ノ拡張疑フベカラズ、然ルニ適々一己人、江政敏ノ為メ、彼ノ宝蔵ナル全川ヲ一手ニ掌握セラルヽニ至ラバ、現状忽チ変シテ、寒村トナリ、再ヒ旧組合当時ノ惨状ヲ来タス事必然ナルニ付、何卒旧土人共同漁場五ヶ処ナルモノ、江政敏へ御貸付ナク、旧ノ如ク入札ヲ以テ一般人民ニ貸与アラン事ヲ、爰ニ歎願ス、抑江政敏カ該漁場ヲ借受ケント出願スルニハ、旧土人授産ノ道ヲ口実トセン、其策実ニ糺スベシ、夫レ旧土人ナルモノハ、智識不充分ニシテ、今日アツテ明日アルヲ知ラズ、己アツテ親子アルヲ知ラザルモノ多シ、此ノ者ヲシテ生活ヲ全フセシムルハ何ソヤ、曰ク開墾ヲ奨励シ、収ムル処ノ雑穀ヲシテ終年ノ食ニ供セシムルノ外ナシ、然ルニ江政敏カ云フ処ヲ聞クニ、夏ハ開墾ニ従事セシメ、秋ハ漁ニ使雇セント、夫レ十勝国ノ如キハ積雪山ノ如ク、寒気膚ヲ裂キ、平年五六月ニ至ラサレバ、全ク解雪セズ、解雪後チ、務メテ耕シ、或ハ耘リ、此レカ種ヲ下スニハ若干日数ヲ費シ、十月末ニ至ラザレハ其実ヲ収ムル能ハサルナリ、然ルニ其人ヲシテ八月ヨリ漁業ニ使雇スル時ハ、如何シテ開墾スル事ヲ得ルヤ、否、授産ノ道立タズ、終ニ江政敏ノ奴隷ナラン而已、豈ニ忽ニセサルベケンヤ、亦タ或人云ハン、彼ノ旧土人漁場ナルモノ特ニ江政敏へ貸与セズ、入札ヲ以テ貸与スルトセンカ、若シ江政敏カ多額ノ金員ヲ以テ一手ニ落札スル事アラバ、本願何ノ益ソアラン、実ニ然リ、私共ニ於テモソハ最モ苦心スル処ナリ、抑此レヲ入札ニスル時ハ、互ニ競争シテ価直ナキ借賃ヲ投スルニ至ルノミナラズ、若シ此レカ江政敏ノ一手ニ帰スル事アレハ、忽チ惨状ニ陥リ、困弊ノ至リニ付、次テ懇願セントスルアリ、這ハ外ナラズ彼ノ旧土人共同漁場ヲシテ一村共有ニ譲リ受ケ、此レヲシテ、永ク一村ノ維持トナシ、旧土人ニ報ユルニ、授産ノ資金ヲ供セン事ヲ願ハンカ、此レヲ譲リ受ル事能ハズトセバ、相当ノ借賃ニテ一村共同ニ此レヲ借受ケ共同営業ヲ出願セント目下企望スル処ナレトモ、今ヤ入札ノ期近キニ迫リ、江政敏ノ出願切ナルヨリ、取ルモノモ取リ敢ズ、旧来ノ如ク入札貸与アラン事ヲ出願セシモノニ御座候、就テ私共希望ノ如ク彼ノ漁場ヲシテ一村共有ニ譲リ受ル事ヲ得ルカ、亦タハ一村共同ニ借受ケ営業シ能フルニ至レバ、私共ノ幸福此レニ過キザル次第ニ御座候間、夫レ是、前情御賢察之上、宜敷御聞済被成下度、此段奉願候也

明治廿三年一月廿七日　北海道十勝国十勝郡大津村番外地名越友太郎外五拾六名代
北海道十勝国十勝郡大津村番外地平民
出願委員　橋本順造（印）
同　上
北海道十勝国十勝郡大津村番外地平民
同　熊谷泰造（印）
同　上
北海道十勝国十勝郡大津村番外地士族

同　　斎藤兵太郎（印）
同　上
北海道渡島国函館区会所町四拾六番地平民当時
北海道十勝国十勝郡大津村番外地寄留
同　　北村広吉（印）
同　上
北海道十勝国十勝郡大津村番外地平民
同　　石黒林太郎（印）

北海道庁長官　永山武四郎殿

前書之通願出ニ付、奥印之上進達候也

十勝外四郡各村

明治廿三年一月廿七日　　戸長　大笹守節（印）

〔貼り紙、朱書〕
「願之趣、許可シ難シ
明治廿三年七月廿二日　　郡長」

⑰　５月12日　　＜232-244＞

受付　一三五八号（印）
廿五年五月十二日（印）
（朱書）「乙第一八五号」
旧土人救済米、二回目配当方、別紙之通取斗候間、此段及御報告候也
二十五年
五月七日　　大津戸長役場（印）
釧路郡役所御中

〔救済人員、戸主名、救済玄米一覧表省略〕
「四月四日から四月九日、合計救済人員　八六五名　戸主　一九三戸　救済玄米　三十石三斗八合」と記載

音更村	80戸
伏古村	37戸
止若村	16戸
芽室村	6戸
十弗村	5戸
咾別村	10戸
蝶多村	11戸

白人村　　15戸
幕別村　　7戸
幸震村　　6戸

〔北海道十勝外四郡各村戸長役場の罫紙〕

⑱　5月27日　　＜231＞

受信人　クシロクンテウ　　発信人　ホクカイド　ウテウ
　　ナイムブ　長
　日本政府電信送達紙　着第二七号
第一〇七号
札幌局
五月廿七日　三十三字
ドジン　ジユサン　ノ　ケンハ、モクカ、センギチウ

〔電信用紙〕

⑲　5月28日　　＜230＞

明治廿五年五月廿八日調　　（印）
　郡長　　第一課
　　第二課
　月　日扱済　　浄写（印）
　　校合
第　　号
件名
大津戸長役場　　釧路
　出張　椎原郡長　　田中郡書記
土人授産ノ件、目下詮議中ナリト、内務部長ヨリ電信アリ　字数四十字

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑳　6月9日　　＜24-26＞

受付明治廿五年六月十日（印）　第六八号
　願書
（付箋）「目下在金更ラニ無之ヲ以テ、追々入金ヲ得タル上ナラデハ如何トモ運ヒ難ク」
一本春飢困セシモノハ、昨年耕作セザルノ結果ナレバ、彼等食ヲ拾フテ、漸ク耕シタルモ、種子ナキモノ有之候間、共有金ノ利子ヲ目的ニ、時季ニ適当ノ種子ヲ購求分與、播種致度候
（付箋）「授産管理法改正ト共ニ改ムル方ナラン」

一本年ハ昨冬以来ノ飢困ニ苦シミ十分耕作致兼候ニ付テハ、共同一致シテ鮭漁シ、冬寒ノ食粮ヲ貯ヘ度、右ニ就キ、本月二十日第壱水産税、納期ニ御座候間、夫レ々々計備ニ着手仕度、此場合差支無之様、本月二十日前ニ漁場返戻セシムル様、御処分被成下度候
一江政敏、旧土人ニ関スル一切ノ清算金額、物件其他書類引渡方御処分被成下度候
右ハ特別ノ御仁恤ヲ以テ、火急御処分被成下度、謹テ此段奉願候也

十勝国十勝外四郡各村旧土人
惣代人

明治廿五年六月九日　　大津蔵之助（印）

釧路外拾二郡長　椎原国太殿

⑵1　６月22日　　＜27-28＞

（印）　　（印）

願書〔継目に大津蔵之助割印〕

十勝外四郡各村旧土人ヨリ椎原郡長ニ別紙〔史料⑵2〕ノ件々、出願致置候得共、貴庁ノ指示ナケレバ、処分相成ラズ云々、一月ヨリ緩慢ニ付セラレ三百十有余戸ノ旧土人、目前ノ困難ニ切迫致居候間、郡長ニ至急処分セシムル様御都合被成下度、此段奉願候也

十勝外四郡各村旧土人

明治二十五年六月廿二日　　大津蔵之助（印）

内務部長　遠藤達殿

⑵2　６月22日　　＜29-33＞

出願数拾件ノ内、至急ヲ要スルモノ、左ノ如シ〔継目に大津蔵之助割印〕

一江政敏ハ、吾レ々ノ共有金千八百円借リ、永年返却セズ、剰へ宮本旧郡長ハ、右貸金ヲ土人ヨリ政敏ニ恵投セヨト圧言ヲ以テ帳消シ致シタルナリ、斯ル政敏ヲ旧土人管理者ニセラレタル故、四年間棄業シテ漁夫トナリ、耕地ハ悉ク草原ニ変ゼリ、夫故飢困ニ陥ルモノ日ニ多シ、農具、種物、食料ナキモ顧ミズ〔割注、丸カッコは原文、以下同〕「(十三年ニ四万六千七百余円ノ共有金アリ、毎年千五百円ヲ収入スル漁場アリ)」此惨状ヲ視ルニ至ル、斯ク厭フヘキ政敏カ管理ヲ相受ケザル様、御処分出願ノ件
一旧土人御保護ノ義、釧路郡役所へ御任セ以来、自営ヲ束縛セラレ困難仕候、現ニ本年ハ三百十弐戸、農具、種物無之ニ付、共有金ノ利子カ亦ハ現金ニテ、種物其他購求保護之義、三月中出願候得共、未タ何等ノ沙汰モ無之、遂ニ播種ノ季ヲ失ヘ、各村休業仕候間、本年ノ冬季ハ飢餓ニ迫ル疑ナシ、依テ旧土人共同鮭漁業自営致シ〔割注〕「(自営方法書ハ郡長ニ差出置候)」雪中ノ食ニ充ツル貯魚、蓄米致度候ニ付、漁場取戻ノ件
一旧土人共同漁場ハ、吾等不承知ニモ不拘、政敏カ管理ニ付帯シテ〔割注〕「(旧土人保護自営ノタメ云々ニテ政敏ニ特貸セラレタルニ、政敏違反者ナリ)」特貸ノ際、土人ニテ自営ノ入用ナレバ、政敏ニ貸与セザル旨出願候得共、旧宮本郡長カ官権ヲ以テ勝手ニ特

貸致シタルモノナレバ、無効ノ契約ナリ、右指令取消処分出願ノ件
一旧土人共有金四万六千七百九拾八円九拾弐銭並ニ共同漁場貸賃〔割注〕「(毎年壱千五百円ノ収入アリ)」明治十三年以下、釧路郡役所へ引継ク迄、収支清算ノ上、残金下戻ノ件
一釧路郡役所ニテ引受タルヨリ今日迄ノ清算ノ件
一右詳細方法書ヲ以テ請求ノケ条ヲ区分致シ、一月ヨリ出願候得共、只一ヶ条モ分明ナラズ、椎原郡長ハ事ヲ左右ニ托ス、宜敷延引シテ毫モ顧ミザルニ付、殆ト困難仕候、吾等旧土人ハ相当ノ財産アルモ、圧制セラレ、束縛ノ下ニ苦シミ、自営活計ヲ妨ケラレ、重罪人ノ治産ヲ禁セラレタルモノ〔ママ〕如ク、情実明細ハ郡長へ差出置候間、御賢察ノ上、至急郡長ニ処分為致候様御命令被成下度、若本年鮭漁業ノ期ヲ失スル時ハ、三百拾弐戸無業ニ苦シミ、雪中ノ飢死ヲ免レザルニ就キ、電報ヲ以テ御救護ヲ達セラレ度、謹奉願上候也
二伸、長官昨年御巡回ノ時、情実ヲ述ベ出願候処、一応郡長ニ請求可致旨ヲ達セラレ、爾来出願怠ラザル共、前書ノ如ク遂ニ今日ノ切迫ニ相成候間、御賢察之程奉願候

十勝外四郡各村旧土人
惣代

明治廿五年六月廿二日　　大津蔵之助（印）

内務部長　遠藤達殿

⑵3　6月23日　　＜258-264＞

明治廿五年六月廿三日調
郡長（印・椎原）　第一課
月　日　扱済　浄写　第二課
校合

第　号

件銘　漁場貸与指令、処分之儀伺

十勝国十勝郡大津川沿岸ノ旧土人共有鮭曳網場七ヶ所、旧来入札法ヲ用ヒ、賃貸ノ利潤ヲ以テ、彼等土人ノ資金トナシ来リタルノ慣例ニ有之候ヒシモ、昨廿四年、旧土人ノ管理者タル江政敏ヨリ一手借受ノ事ヲ出願シ、当時ノ郡長ニ於テ、其願意ヲ容レ、来ル廿六年迄三ヶ年間、許可スベキ旨ヲ以テ、同年一月二十三日指令ニ付シタリ、爾来該漁場ニ関シテハ、種々ナル事情モ湧出シ、地方人民ノ感触モ何トナク穏当ナラズ、今江政敏ガ出願シタル当初ノ願意ヲ摘記スレバ、十勝外四郡旧土人共将来ノ産業ハ重ニ耕作ニ従事可為致見込ニ御座候得共、農桑ノ業タル、素ヨリ彼等ノ知ラザル処、且ツ当地方ハ気候不順其他蝗虫害ノ為メ予想外ナル悪結果ヲ来ス事、往々ニシテ有之、然ルニ漁猟ノ義ハ、彼等ガ水草ヲ逐フノ昔時ヨリ稍心得居ルヲ以テ、該漁場ヲ自分ニ許可セラルヽ時ハ、彼等農桑ノ余暇、雇夫又手間取トナシ、相当ノ給料ヲ与ヘテ漁業ニ使役シ、生活上ノ一助ヲナサシムル云々

ニ有之候、然ルニ此頃土人総代人大津蔵之介〔ママ〕及旧土人リクンテキ、レキサニ其他数名ノ総代者ヨリ、屡々情願之次第モ有之、既ニ昨年十月、該地方御巡視之際モ親シク上陳セシ趣申出、右指令取消方頻リニ及歎願候〔以下抹消〕「察スルニ、彼等ニ於て」〔以下挿入朱書〕「其理由タルヤ」、江政敏ガ取扱上ニ対シ、飽迄不服ノ点モ有之、且ツ〔以下抹消〕「其理由ノ本拠トスル処ハ」〔以下挿入朱書〕「最初ノ目的一モ履行セス、旁々」彼等カ生活上、日々困難ヲ訴ヘ、此勢ヲ以テ将来ヲ推ストキハ、到底本年ノ三冬ヲモ支フル事能ハザル姿ニ有之、去レバトテ他ニ起スベキ事業モ無之、此余共ニ共同漁場ヲ以テ地方物産ノ漁業ヲ起シ、一ハ冬間ノ籠食ヲ蔵ヘ、尚進ンテハ遠永ノ大計ヲモ謀リ度云々、其余該件ニ系累スル曲折ノ事情モ有之、是非該漁場ハ速ニ指令取消シ、〔以下挿入朱書〕「旧来ノ如ク広ク入札法ニ因ル乎、又ハ下付ノ詮議」相成度旨申出、種々取調候処、元来広告入札ヲ廃シ、単ニ江政敏へ許可セシ理由ハ、多数ノ土人授産上ニ就キ、管理依嘱セシ等ノ事情ニヨリ其経費ノ一助トシ、一ハ管理者其者之恩恵ニ起因セシ者ノ如シトハ推考致候得共、今更ニ至リ之ヲ取消スカ如キハ行政上穏当ヲ欠キ候ノミナラス、其権利ヲ争ヒ出ツルニ於テ、〔以下抹消〕「之ヲ抑制スルノ断案ヲ下シ難ク、旁々配慮罷在候」〔以下挿入朱書〕「之ヲ抑制スル事、最モ至難ノ義ニ被考候」、併シ今般ノ如キハ地方有力者ニ於テモ、暗々裡ニ於テ土人ノ起業ヲ促シ居候様ナル傾向ニ有之、且ツ其利害ニ至テモ彼等ノ智脳、昔日ト異リ漸次啓発セル今日ニ候得〔以下抹消〕「は、若シ之ヲ土人ノ使用ニ供スト雖トモ将来不都合ヲ醸ス等ノ事モ有之間敷、加フルニ、戸長役場ニ於テ時々注意監督スルニ至テハ、却テ土人一体ノ為メ得策ト被考、本件ノ如キ」〔以下挿入朱書〕「共未タ完全ノ脳力充実セシモノトハ認メ難キ事情モ有之、若シ指令取消得ル者トセバ前条広告入札法ニヨルノ勝レルニ如カザル義ト被考候得共、本件ノ如キハ」他ノ一般貸下許否ノ事実トハ其性質ヲ共ニスルカ故ニ、取消ヲ命〔以下抹消〕「スルモ差支ナキモノトセハ、願意聞届候方可然ト存候得共、何卒前例モ無之義ニ付、一応御指揮相伺」〔以下挿入朱書〕「シ可然哉、曽テ前例モ無之義ニ付、何分ノ義御指揮相成度、至急仰決裁候也、但シ本件関係書類写御参考ニ供シ候、尚時機切迫許否至急下命方、縷々上願有之義ニ付、電報ヲ以テ御指揮仰度候」〔以下重複〕「度至急仰決裁候也

但、本件ハ時機切迫旁々、許否、至急下命方、縷々上願有之義ニ付、電報ヲ以テ否ヤ御指揮ヲ仰度候」

郡長

長官殿

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑵④　６月24日　＜16＞

御届

大津川共同鮭漁場ニ於テ、本年ヨリ私共自営致候ニ付、一月ヨリ屡出願致置、着手ノ準備中ニ御座候間、江政敏ヨリ漁場賃貸料上納候ハヽ、御受取無之御返戻被成下度、此段御届

申上候也

十勝外四郡各村旧土人代

廿五年六月廿四日　　大津蔵之助

釧路外十二郡長　椎原国太殿

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

⑵⑸　6月24日　　＜243-247＞

（付箋朱）「遣達方見合置、白仁参事官、来釧之節、事情可打合筈ニ決シ置ク」

明治廿五年六月二十四日調　　（印・三原田）

郡長　　第一課

月　日　　浄写　　第二課

校合

第　　号

件名

十勝外四郡旧土人授産方法之件ニ付、曩ニ上申仕置候処、于今何等御指令無之、然ルニ該管理者江政敏ニ於テハ、旧土人ニ対シ不親切ナルノミナラズ、毫モ管理者ノ任ヲ尽サズ、授産金等消費シ、今日迄一回モ清算報告ヲ為サス、剰へ旧土人総代共ヨリ頻リニ督促致候得共、言ヲ左右ニ托シ、之ニ応セス候趣、亦当衙於テモ再三再四、之カ清算ヲ督促スルモ、江政敏前代理人細谷直英ナル者、取扱中ニ係ル事務引継ヲモナサズ、無断家出シ、居所不分明ニ付、取調候得共、手掛等モ無之云々ニテ、清算方猶予願出候処、先般本人ハ郷里宮城県下ニ在住ノ事、確知候ニ付、至急出張ノ上、清算ヲ遂ケ事務引継可致様、同縣下牡鹿郡役所へ説諭方及照会置候処、今回別書写之通、上申書及理由書回付越候、依之観之ハ、二十四年七月、函館江政敏自宅ニ於テ解任之際、当該事務ハ悉皆明瞭ノ引継ヲナシ候義ニ有之候ニ付、是迄江政敏申立候義ハ、全ク時日ヲ遷延シテ、之カ清算等ヲ免レントスルノ真意ニ外ナラサリシ様被考候、然ルニ今回旧土人総代大津蔵之助及リクンテキ外二名出頭ノ上、江政敏管理者ニ相成候当時ヨリ自己ノ利益ノミ謀リ、旧土人ノ授産等ニ毫モ留意セス、恣ナル振舞ノミ多ク、此侭ニテ経過致候ハヽ、折角官庁ノ保護ニ依テ蓄積セシ資産金等ハ皆無ニ可至ハ勿論、漁場ノ如キモ、或ハ他人ノ手ニ帰センモ難斗、且目下三百余戸ノ旧土人ニ於テハ生計ノ途無之為、不得已、各地ノ漁場へ出稼スルモ〔割注〕「（壮年者ノミ）」老幼者ニ至ツテハ座食ノ外無之、是等ヲ養育スヘキ由縁者ノ給料タルヤ、実ニ僅ニシテ、解雇ノ際、酒代、煙草代等ノ差引セラレテ無一物ニテ帰家致候次第ニ有之、到底一家ノ生計無覚束、農業ニ従事セントスルヤ、器械ハ勿論、種子ヲ得ル事モ不相成、之等該管理者ニ迫ルモ措テ不顧、殆困難ノ域ニ陥リ、此有様ニテハ、本年冬期ハ、弥々飢餓ニ泣クハ眼前ニ有之候間、此際江政敏ノ管理ヲ解キ、是迄貸与ノ漁場ニ依テ営業セハ、三百余戸ノ土人、壱人ツヽ出テモ、三百余人ニ相成候間、他ニ雇人ヲ要セス候得は、従テ其利益モ多カルベク、而シテ漁業ノ終リナハ、直ニ農業ニ従事シ、其収穫ヲ積テ以テ越年ノ料ニ充テ、

追テ自営ノ方法ヲ講シ度旨、強願ニ有之候、右等ノ事実ハ、客歳貴官御巡視ノ際モ、親シク陳情致候趣、尚亦先般、本人共ヨリ電信ヲ以請願仕候義モ有之候趣、就テハ不日白仁参事官巡回ノ際、協議可致旨、内務部長ヨリ御来意ニ候得共、目下焦眉ニ迫リ、此侭打捨置候テハ或ハ不穏ノ挙動ニモ可立至ト懸念不尠候条、実ニ憫然ノ極、被考候間、曩ニ上申仕置候授産方法等ノ件ハ、一日モ早ク御詮議相成候様仕度、此段重テ上申仕候也

明治廿五年六月　　釧路外十二郡長　椎原国太

北海道庁長官　渡辺千秋殿

〔北海道釧路外十郡役所の罫紙〕

⑵⑹　６月30日　　＜27＞

〔朱書〕「親展」

十勝外四郡各村旧土人惣代、大津蔵之助ヨリ、別紙〔史料⑵⑵〕之通リ願出候ニ付、為御心得、願書及御送付候条、右ハ曽テ申進置候通リ、白仁参事官到着之上、篤ト御協議相成度、総代人へも、右之趣御諭示有之度、此段申進候也

二十五年六月三十日　　遠藤内務部長（印）

椎原釧路郡長殿

〔北海道庁の罫紙〕

⑵⑺　７月８日　　＜17-18＞

御届

十勝外四郡各村旧土人共同処有漁場ニ於テ、本年ヨリ共同漁業自営致候ニ付キ、水産税之義モ、既ニ私共ニテ直接上納致候間、今後戸数割税、協議等モ直接上納可致候ニ付、切符御配付被成下度、此段御届申上候也

十勝外四郡各村旧土人代

大津蔵之助（印）

明治二十五年七月八日

釧路外十二郡長　椎原国太殿

前書之通リ届出ニ付、奥印之上進達候也

明治二十五年七月十一日　　十勝外四郡各村戸長　石井佐五郎（印）

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑵⑻　７月９日　　＜64-66＞

委任状〔写〕

拙者共、旧土人ニシテ、無学ナルヲ以テ、公私ノ諸用ニ差支ノ義有之、且ツ農業・漁業ノタメ各自散稼致居候ニ付、其都度公私諸用処弁スルノ間〔ママ〕暇無之候ニ付、拙者共一同協議之上、十勝国同郡大津村番外地住、大津蔵之助ヲ以テ代理人ト定メ、左ノ訴代理為致度候

事

一旧土人一同ニ関スル公私一般ノ用事、処弁スルノ件、諸税上納手続キ一切ノ事

一拙者共一同ニ関スル諸願伺届並ニ共有金請求、共同漁場取戻シ、本年ヨリ共同漁業着手スル件

一拙者共、是迄官庁ニテ保護ノ名義ヲ以テ取扱中ノ共有金、其利子漁場賃等、収支清算残金ノ請求ノ件

右代理委任状、依テ如件

十勝国十勝郡剛生村旧土人

ハツロウ　○

エハセアイノ　○

同中川止若村

エタクベトン　○

同　同猿別村

サエコトク　○

同　蝶多村

エカソツクル　○

同　マカンヘツ村白人村

アリタク　○

同川東郡ケナシバ村

クエラカアイノ○

同川西郡伏古別村

トレツ　○

同乙更村

トミシル　○

イサカンレ　○

同中川郡旅来村

チヤウトル　○

リクンテキ　○

シヨブトイ　○

レキサニ　○

ホンヘツ村

コロウエニタツク○

ホン札内村

キラコタアイノ○

メムロブト村

チヤロマ　○

右写之通り相違無之候也

十勝郡大津村

明治廿五年七月九日　　大津蔵之助

⑵⑼　７月９日　　＜15-16＞

明治廿五年七月九日調　　田中郡書記

郡長（印）　　第一課

第二課

月　日扱済　　浄写（印）

校合

内第一七一七号

件銘

客月廿四日付、十勝外四郡旧土人代大津蔵之助ヨリ、大津川共同鮭漁場貸与料領収方、止停相成度云々、並ニ水産税直接上納可致旨ヲ以テ届出候処、右漁場貸与処分方ハ、目下詮議中ニシテ何分之レガ処分ノ結了ニ至ラサル間ハ、前許可ノ貸与契約、素ヨリ効力ヲ有スルモノニ付、之レアルニモ不拘、該料金領収ヲ拒ミ、水産税直接上納スル等ノ如キハ、難相成筋ニ有之候条、本人へ篤クト理由ヲ示シ、別紙該届書〔史料⑵④〕返却方御取斗可有之、此段申入候也

明治廿五年七月九日　　椎原釧路郡長

石井大津村戸長殿

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑶⓪　７月10日　　＜37＞

明治廿五年七月十日調　　田中郡書記（印）

郡長　　第一課（印・三原田）

第二課

月　日扱済　　浄写

校合

内第　　号

件銘

十勝郡大津村

旧土人代　大津蔵之助　　椎原郡長

江政敏（コウセイビン）ヨリ漁場賃納ムルヲ拒ムノ理由難シ（ヨ　リ　ギョバチンヲサムルヲコハムノリユウカタシ）、詮議中ナリ（センキチウナリ〔ルビ朱書〕）　〔朱〕「字数三十九字」

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑶1　7月10日　　＜38＞

受信人　クシログンチヨウ　　発信人　キウドシン
　　シイハラクニタ（印・三原田）　　タイヲウツクラノスケ
発局　第二号　トカチヲウツ
七月十日
受付　十一時
五十字
明治二十五年
（印）「釧路電信局」着第十号
スイサンゼ　イ、トジ　ンニテヲサメル、ゼ　ヒチヤクシユスル、ゴ　ウマサトシヨリキヨバ　チンウケトルナ、ネカウ
水産税、土人ニテ納サメル、是非着手スル、江政敏ヨリ漁場賃受取ルナ、願フ
〔電信送達紙〕

⑶2　7月11日　　＜273＞

受信人　クシロホカ一二クンテウ　　発信人　トカチヲヲツムラ
　　スエハラクニタ（印）　　キウドジンダイ
　　ヲヲツクラノスケ
発局　　日本政府電信送達紙　　着第十七号
第七号
　トカチオウツ局
　七月十一日
　受付　十二時十五分
　六十字
明治二五年
（印）「釧路電信局印」
ギ　ヨバ　カサヌ、センダ　ンチヨウ、カツテニカシタ、イマトリモトシ（リユウステニツクシテアル）ナニブ　ンノゴ　レンミンヲねカウ
訳
漁場貸サヌ、前郡長勝手ニ貸シタ、今取戻シ（理由既ニ尽シテアル）何分ノ御憐愍ヲ願フ
〔電信送達紙〕

⑶3　7月12日　　＜40＞

受信人　クンテウ　　発信人　ナイムブテウ
　　午後五時五十五分着
　　日本政府電信送達紙　着第三四号

発局　第一一四号　サツホロ局　七月十二日
四時五十五分
　六四字
ギ　ヨバ　タイヨシレイノケンハ、センビ　ンノトカンケイアリ、シラニサンジ　カンジ　ユンカイノセツ、ウチアワセノハズ、　ミギ　シヨウチアレ
漁場貸与指令ノ件ハ、〔挿入〕「先」前〔抹消〕「便」ノト関係アリ、白仁参事官巡回ノ節、打合ノ筈ツ、右承知アレ

〔電信送達紙〕

⑶④　７月13日　＜3-4＞
　上伸書
十勝外四郡各村旧土人共同漁場ハ、予テ特貸以前、旧郡長ニ取戻出願セシモノニテ、爾来怠ラス請求中、延引シテ今日ト相成候、先日出願ノ節、郡長殿へ江政敏カ上納スル漁場賃ハ、御返戻方直接願上候処、御認諾ノ御言葉ニ與リ候、且ツ江政敏ハ漁場貸与順序ニ違背致シタルモノニ御座候、斯ル不都合ノ者ニハ休業セシムルト云フ条件モ有之筈ニ御座候、況ヤ無効ノ契約ニテ、本人ヨリ取戻請求アルニ於テヤ、就テハ漁場賃ノ義は、決テ御請取無之、御返戻被成下度願上候、其筋へモ電願致置候、尤モ過日郡長ニ於テハ、白仁参事官ト御協議ノ上、何分穏当ニ処分致シ、旧土人ニ自営セシムル旨、旧土人並ニ私へモ御申聞之次第モ御座候、彼是云々ニテ、二十日、即チ本月十五六日迄延引致候、再ヒ重テ貴処ニ出頭スル事ニテ帰村仕候間、右情状御仁察ノ上、此際漁場賃ノ儀ハ御請取無之、御返戻被成下度奉願上候也
　明治廿五年七月十三日　　旧土人代
　　大津蔵之助（印）
釧路外拾弐郡書記　田中滋殿

⑶⑤　７月13日　＜39＞
明治廿五年七月十三日調　（印）
　郡長　　第一課
　　第二課
　月　日扱済　　淨写（印）
　　校合
内第　　号
件銘
　十勝郡大津村
　　大津蔵之助　　田中釧路郡書記
郡長巡回（クンチヨウジユンクワイ）、不在（フザイ）、委細（イサイ）ハ書面送ル（ハシヨメンニヲクル）〔ルビ朱書〕

〔朱書〕「字数　弐十七字」

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑶⑹　７月13日　＜275＞

クシログンテウ

スイハラ　ヲウツホカシグンカクソン

クニタドノ（印）　キウドジンダイ

リクンテキダイ

ヲヲツクラノスケ

発局　報　日本政府電信送達紙　着第四号

第二号

トカチヲウツ局

七月十三日

八時三五分

六二字

着局　明治二五年

（印）「釧路電信局」

ワレラノザ　イサン、ゲ　ンブ　ツ、ゲ　ング　ンテウニタレカマカセタ、ウカガ　ウ、ギ　ヨハゴ　ウニカサヌ、マヘニトリモトシ、セイキウセセリ〔ママ〕

訳

我レ等ノ財産、現物、現郡長ニ誰レガ任カセタ、伺フ、漁場、江ニ貸サヌ、前ニ取戻シ、請求セリ

〔電信送達紙〕

⑶⑺　（７月13日カ）　＜274＞

明治廿　年　月　日調　（印）

郡長　第一課（印・三原田）

月　日扱済　淨写　第二課

校合

第　号

件名

十勝郡大津村

大津蔵之助　椎原釧路郡長

前郡長（ゼンクンチヨウハ）ハ、職権ニ依リ（シヨクケンニヨリ）、貸与セシモノナリ（タイヨセシモノナリ）、勝手ニ非ラズ（カツテニアラス）、何分ノ儀詮議中（ナニブンノギセンギチウ）〔ルビ朱書〕

〔朱書〕「字数四十七字」

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑶⑻　７月13日　　＜276-277＞

〔朱書〕「遂ヘ農業セヌ、又越年困ル、目前ニアリ（金清算、後ニ廻ワシテモ）漁場急グ、許シ願フ（不慮ノ結果望マヌ）僕ノ心中御憐愍賜ハレ、不日出ル」

受信人　クシロホカ一二クンテウ　　発信人　ヲヲツ
　　スイバラクニタドノ　　クラノスケ
発局　報　着第五号
第三号
ヲヲツ局
七月十三日
八時五九分
九十八字
着局　　明治二十五年
釧路電信局
〔朱書〕「親展」　二カ
ツイノウギ　ヨウセヌ、オツねンコマル、モクゼ　ンニアリ（カねセイサン、アトニマワシテモ）ギ　ヨバ　イソグ、　ユルシねカウ（フリヨウノケツクワ）ノゾ　マヌ、ボ　クノシンチウゴ　レンミンタマワレ、フジ　ツテル

〔電信送達紙〕

⑶⑼　７月15日　　＜272-273＞

受付一二八三号
　明治廿五年七月廿日　　（印）
北海道庁内務部　　第七〇七乙号
旧土人総代、クリ〔ママ〕ンテキ、大津倉〔ママ〕之助ヨリ、別紙之通リ、願出候ニ付、為御心得願書写及送付候条、右は曽て及照会置候通、白仁参事官到着之上、御協議相成度、其旨願人へも御諭示有之度、此段申進候也
明治廿五年七月十五日
　　遠藤内務部長（印）
　椎原釧路郡長殿

〔北海道庁の罫紙〕

⑷⑽　７月18日　　＜280-281＞

明治廿五年七月十八日調　（印）
郡長　　第一課
　月　日扱済　浄写　　第二課

校合

発第　　号

件銘　〔朱書〕「ニカ」

北海道庁長官渡辺千秋　　釧路郡長　椎原国太

大津旧土人管理者江政敏ノ管理ヲ解任シ、当分戸長ニ分任事務引継カセ、授産ノ方法ハ白仁参事官帰庁ノ上決定シ、漁場指令取消ノ件ハ満期迄其侭ニ差措クコトニ白仁参事官ト熟議済ミ、右執行可然哉、尚ホ御指揮アリタシ

〔朱書〕「字数百六拾七字」

〔以下、電信文、振り仮名の右に記入、開拓使時から使用された電信約号〕

メメヒコニデガアミアユカテ、ジニツサラカナミアユメミンレウカラニダアソスニレダアレアガヌヲツコヒゴウガケサアナルニルニロカネレサアガミアコヨマニナニリチヒスンカゴマゴカヘンラユチカナチアロツアコツスフナツツレサカメトソラレカネレサアガミアラガケトゴイキキゴカヒソニカミモリコテノヒメカコシユホカ

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑷1　7月19日　　＜32-34＞

建議書〔用紙２枚に大津蔵之助割印〕

〔朱書〕「御同意」

一江政敏へ貸与漁場ノ内、弐ヶ処、旧土人自営ノ為メ、政敏ヨリ取戻処分ノ件

但、漁場「タンねヤウス」ベトアシね

二旧土人共同漁場貸賃并ニ株券ノ利子、左ノ方法ニ拠リ、直接旧土人へ下渡ノ件

〔朱書〕「未決」

方法

一村惣代ヲ以テ、旧土人相談役トシテ、旧土人惣代并ニ戸長ニ協議ス、戸数割、村費、薬価其他正当使用ノ支払セシムル事

弐残金アレバ戸長立会ノ上、村惣代、或ハ銀行ニ預ケ置キ、雪中飢餓ノ救済、又ハ自営ノ業資ニ充ツル事

〔朱書〕「御同意」

三旧土人ノ薬価、是迄戸長役場ニテ取扱候処、今後ハ病者直払ノ事ニ致シ、尤モ貧困者ニハ旧土人惣代、村惣代、戸長協議ノ上、当人ノ受クベキ配当ハ勿論、其他救済可致ノ件

三旧土人共有金貸付ニ対シ、名越友太郎ヨリ板庫買受ノ分、共同財産トシテ旧土人惣代ノ名儀ヲ以テ登記スル事、

四江政敏へ年賦貸付金、旧土人ハ直接請求スルノ訴権ヲ持セシムル事

〔朱書〕「未決」

五共同漁場、明治二十七年ヨリ共同漁業ヲ自営セシメ、余ル処ノ漁場ハ村民へ入札貸与ス

ル事
〔朱書〕「意見ナシ」
右、五点、特別処分御認可相成度、謹テ建議書奉呈仕候也
十勝外四郡各村旧土人
代
明治廿五年七月十九日　　大津蔵之助（印）
釧路外拾弐郡長　椎原国太殿

〔付箋〕
「一建議之第七項中、所有惣金ヲ調ヘ、各自一己ニ付、何百円宛ト云フ事ヲ示ス
一清算、取調ノ件
一株券名義書替ノ事
〔朱〕「御意見ナシ」
〔鉛筆〕「本庁へ引継、同様受書」

⑷　７月22日　　＜53-54＞
受付二一八六号（印）
明治廿五年七月廿二日
（印）共有金下渡願
十勝外四郡各村旧土人、非常入用金有之候場合ニ当リ、郡衙並ニ取締人へ共有金下渡出願候得共、一金モ下渡ザルノミナラス、如何ナル困難有之候モ、看過セラルヽニ就キ、不得止各村旧土人協議ノ上、外債致居候処、今般返済致サヾレハ、出訴ニ及レ候間、共有金ニ対スル利子収入相成候ハヾ金弐百五拾円丈ケ、何分取急キ御下渡相成度、此段奉願候也
十勝外四郡各村旧土人代
大津蔵之助（印）
明治廿五年七月廿二日　　リクンテキ（印）
シヨブトイ（印）
レキサニ　（印）
釧路外拾弐郡長　椎原国太殿
〔継目にリクンテキ割印〕
〔同一文書が前、51-52枚目にあり。前文書には、リクンテキに印なし〕

⑷　７月24日　　＜332＞
〔上欄外朱書〕「一」一江へ貸金弐千円ヲ弐百円ニテ棄却セシ理由
〔上欄外朱書〕「二」一本庁ヨリ郡衙へ引継タル目録其他ノ書類
〔上欄外朱書〕「三」一管理ヲ改メ江へ委托シタルハ廿二年中ニシテ、郡長代理細川氏ヨ

リ江へ引継タルハ廿四年ナリ、是レハ廿二年、江へ委托シタルハ爾来ノ授産方ノミニシテ、他ノ一切ハ托セサルモノ歟

〔以下、朱書〕

一弐千円並ニ名越ヨリ板庫ノ如キ、只細川代理シテ江へ引継タル六千余円等ノ同種ノモノニシテ、其当時、旧郡長ハ、本庁ノ内命ヲ受ケ、土人ノ承諾書ヲ領シテ、処分セシモノナリト、此承諾書ハ一切ノ事ニ付、従来ノ分ハ、異状ナシトノ書面ニテ、此レハ本庁へ保存アル由

二土人ニ関スル書類ノ残リアリテハ、却テ後日ノ難題ニ付、一切江へ引渡シタリト云フ、併カシ、此受取ハ、細川手ニアリトノ事

三然リト云フ

右、廿五年七月廿四日、細川宅ニ於テ、同人ノ答ナリ

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑷　7月26日　＜270＞

受信人　ホカ十二グンチヨウ　　発信人　ハコタテヒカシハママチ

スイハラクニタ　　キトカタ

発局　　ヲヲツクラノスケ

第三六五号　　日本政府電信送達紙　　第三七号

ヲウツ局

七月二六日

受付　午後八時三十分

着局

（印）「釧路電信局」

サウタン、ナリソウタ

〔電信送達紙〕

⑸　7月27日　＜269＞

明治廿五年七月廿七日調　（印）

郡長（印）「椎原の印」　第一課

月　日扱済　浄写　第二課

校合

発第　号

件銘電信案私報

函館東浜町キト方　釧路

大津蔵之助　椎原国太

土人ノ為メ、充分尽力アレ

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑹　７月28日　＜50-51＞

明治廿五年七月廿八日調　（印）
郡長（印）「椎原の印」　第一課
　月　日扱済　浄写　第二課
　　校合
発　号
件名
予ねテ保管相成居候十勝外四郡旧土人所有株券ニ係ル利子金、第七回分ヨリ以降、該会社ヨリ交付相成候節ハ、〔挿入〕「其侭保管シ置キ其旨」速カニ届出可有之、右ハ旧土人等願出ノ次第モ有之候ニ付、此段申入候也
　廿五年七月廿八日　郡長　名
　十勝外四郡旧土人授産方
　　江政敏代
　　十勝郡大津村
　　立花〔ママ〕玄養殿

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑺　７月29日　＜331-332＞

　旧土人薬価調書
一金参百九円五拾五銭也　但廿四年八月一日ヨリ同廿五年六月三十日迄〆高
　内訳
　〔省略11期間に分けて集計〕
右之通リニ候也
　公立大津病院
明治廿五年七月廿九日　医員　菅井桂之助（印）
　十勝外四郡各村戸長　石井佐五郎殿

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

〔参考６〕明治23年８月28日　＜432-433＞

　領収証
　一金七拾弐円七拾五銭（印）

　但十勝外四郡旧土人代リクンテキ納入ノ分、戸数割
　右正ニ領収候也

十勝外四郡各村戸長
廿三年八月廿八日　　石井佐五郎（印）
釧路外拾弐郡役所御中

〔参考７〕明治23年９月８日　　＜429-430＞
領収書
一金百円也（印）
但十勝外四郡旧土人、廿三年度、勧業授産費之内
右、御下渡相成正領収（印）候也
十勝外四郡旧土人管理、江政敏代理
明治廿三年九月八日　　細谷直英（印）
釧路外十郡長　宮本千〔ママ〕満樹殿

〔参考８〕明治24年１月７日　　＜436＞
第八号
明治二十三年度　第四期八等村費
二十四年一月十五日限
金五拾参円八拾参銭五厘　納入　十勝外四郡旧土人
弐百九拾壱戸惣代
リクンテキ
右可相納候也
明治廿四年一月七日（印）

⑷⑻　８月５日　　＜279＞
受信人　クシロクンチヨウ　　発信人　シラニサンジカン
〔朱書〕「親展」
発局　急報
九九号
ヲヲツ局　八月五日　三時十分　四十字
着局　明治二五年　釧路電信局
ニカ〔朱書〕「親展」　　日本政府電信送達紙　　着第一七号
七ケツ一八ニチゼ　ウシンハ、ベ　ツニイケンナキヤ、オウツニモハヤメンカイセシヤ
〔電信送達紙〕

⑷⑼　８月６日　　＜278-279＞
明治廿五年八月六日調　（印）

郡長　　第一課
　月　日扱済　浄写　　第二課
　　校合
発　　号
件銘電信案（印　親展）
北海道庁参事官白仁武　　郡長　名
七月十八日上申、二ヶ条ハ異見ナシ、大津ニハ未タ面会セス、多分翌日入港船ヨリ帰ルモ知レス　　〔朱書〕「字六十五字」

〔北海道釧路外十二郡役所の罫紙〕

⑸　８月10日　　＜281＞
受信人　シイハラクシロクンテウ　　発信人　ホツカイドウテウテウカン
ニカ親展
サツホロ局
八月十日
七時十五分
六六字
（印）「釧路電信局」
ニカ　〔朱書〕「親展」　日本政府電信送達紙　着第二九号
七ゲツ一八ニチデンシン、オウツキウドジンカンリシヤカイニン、オヨビギヨバシレイトリケシニカンスルケン、ウカガイノトウリ
訳
七月十八日、電信、大津旧土人管理者解任、及漁場指令取消ニ関スル件、伺之通リ

〔電信送達紙〕

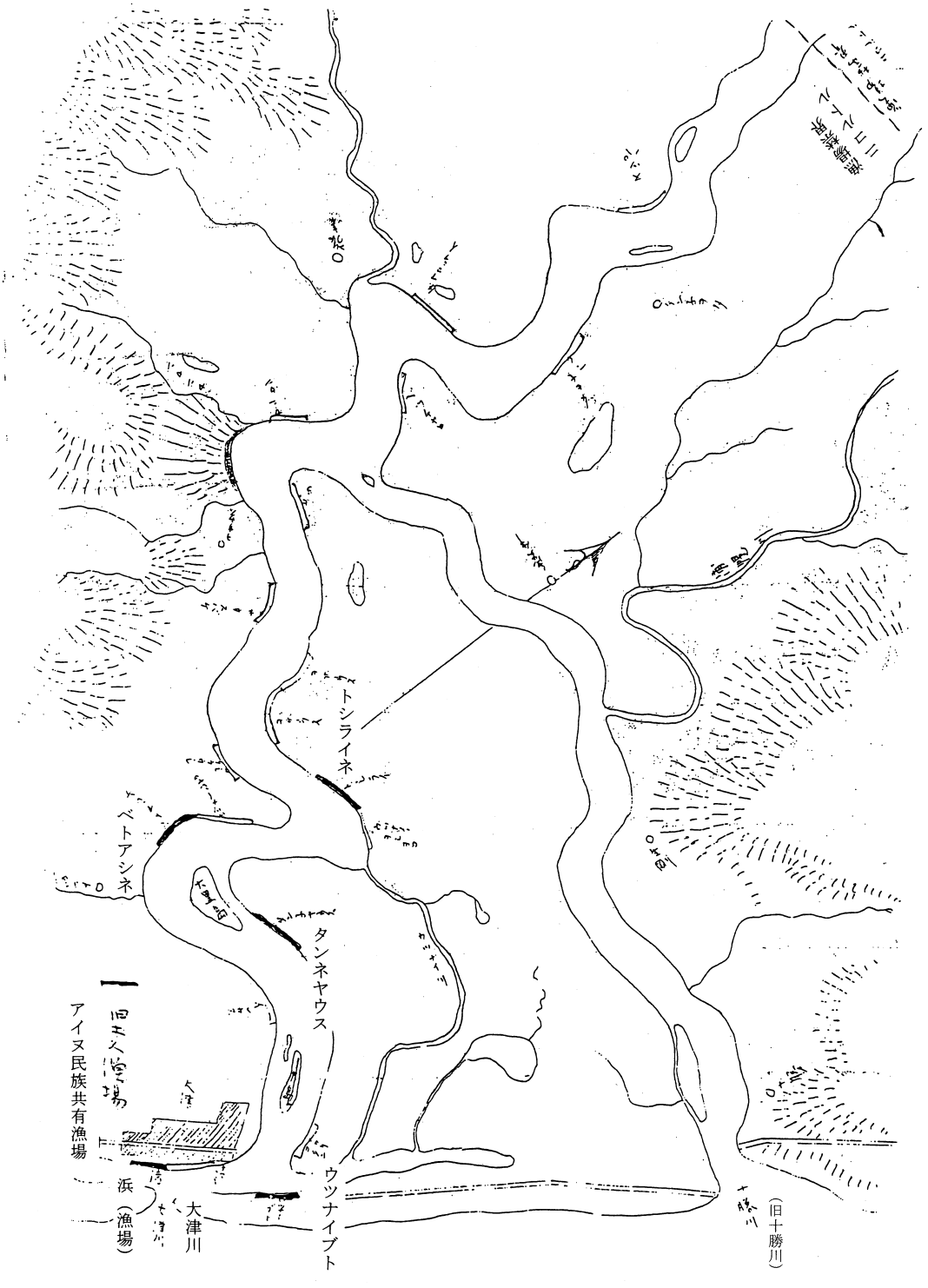

〔参考５〕の本文に「別紙」と記され、添付された図

【解　　説】

井上　勝生

近代のアイヌ民族の歴史は、研究がきわめて立ち後れていた。現在も、そうした状況は、つづいているが、新しい研究動向も現れている。たとえば、去年刊行された『アイヌ民族の歴史』（2015）は、明治期に、主体的に活動しているアイヌ像を打ち出している（第10章、第11章　桑原真人執筆）。1890年代には、プラウやハローという洋式馬耕農機具も導入して、漁猟からの排除、アイヌ保護地への強制移住というような官の圧制を受けつつも、自作小農として奮闘し、成長するアイヌの姿のあることに着目している（同書、175～６頁）。これまでは、和人に土地をだまし取られる質朴だが蒙昧な、農業に冷淡な、という弱者のアイヌを前面に打ち出し、「北海道旧土人保護法」の土地の譲渡や抵当に入れることの禁止、アイヌ民族共有財産の官庁全面管理を、実際上、和人にはるかに劣る広さの土地付与であったにもかかわらず、文字どおりの「保護策」と説くアイヌ史が通例であった。しかし、当時、自作小農業でも、事前の「仕込み」という金融が必要なのが通例であった（たとえば『帯広市史』1976、19頁、農家仕込み解説）。開墾事業や自然災害時（当時、洪水などが多発）にも、土地を抵当にしての金融は必須であった。その禁止は、アイヌ民族に重大な悪影響を与えたのである。アイヌ民族共有財産についても、官側の杜撰不正な管理という前史を踏まえて、保護法制定以前に、アイヌ民族自らによる財産管理権取り戻しという自治的運動がすでにまきおこっていた。保護法制定によって官がアイヌ民族共有財産を全面管理するという事態は、アイヌ民族にとって論外の圧制であった。当時、すでに、「北海道旧土人保護法」は、「アイヌ全滅法」だというメディアの痛烈な批判のあったことがあらためて注目されたのである。井上は、『明治日本の植民地支配―北海道から朝鮮へ―』（2013）で、同様な指摘をした。山田伸一も『近代北海道とアイヌ民族―狩猟規制と土地問題―』（2011）で、こうした観点をすすめ、実証の精度で一つの画期をなすほどの研究を出した。

ここで紹介する史料、「十勝外四郡土人関係書類」の中心は、アイヌ保護法制定以前、1892（明治25）年新春から夏期にかけてのもので、アイヌ民族の、十勝川、当時、大津川と呼ばれていた河川における、民族共有財産であった鮭漁漁場取り戻し請願運動と、同じく民族の共有金の正当な清算と取り戻し請願運動の関係史料である。

この史料は、長年、北海道大学附属図書館に所蔵されているのであるが、今まで、ほとんど検証されたことがない。それは、和綴じ416枚という大冊で、しかも、史料の配列が、時間順に、はなはだしく前後していること、作成者も多様な原史料が混在して綴じ合わされていることも一因である。今回、その中からアイヌ民族の請願運動の基本的な史料50点とその他、参考資料８点を選んで、時間順に並び直して、この資料紹介を作成した。アイヌ民族近代史の解明に活用されることを願っている。

十勝アイヌ民族の共有財産、大津川の漁場と共有金は、1875（明治８）年の漁場持ち廃止後に十勝アイヌ民族が一部の和人と共同漁業を行って、1880年（明治13）までに漁場などの代金を完済し、さらに収益金を蓄積したものである。鮭漁場数カ所と現金４万６千８百円という巨額であった。その後、これら共有財産は、官に委託、保管されたが、一言でいえば、官庁や官に委託された和人の不正な流用や私用、盗難すらおこって減額した。「数多の波乱が巻き起こされ、種々の問題が発生し」（高倉新一郎『新版アイヌ政策史』1972、503頁）、杜撰な管理が「世の指弾をあび」ていたのであった（『新北海道史』第四巻通説三1973、180頁）。とくに有名なのは、道庁の高官である理事官たちが役員になって設立し、道庁が保護した「御用会社」（高倉・同書、506頁）、札幌製糖会社と北海道製麻会社の株券に、アイヌ民族共有金が流用、投資されたことである。両社とも、当時の御用会社の通例として乱脈経営で不振を重ね、株券偽造事件すら起こし、民党が多数を占めた帝国議会で藩閥（薩摩閥）不正の典型として追究されたのであった。札幌製糖会社は、その後、倒産する。アイヌ共有財産は、郡長の管理に移された。そこで十勝で起こったのが、釧路郡長が函館商人、江政敏をアイヌ取締人にしてアイヌへの農業授産事業をまかせ、十勝アイヌの共有漁場をすべて一手に江政敏に貸与したことであった。これはまず、1891（明治24）年に、大津川河口に居住し、鮭漁に大きく依存していた大津村和人一同の反対運動、一手貸与取り下げ運動を生んだのである。これが、本稿で紹介するアイヌ民族訴願運動の前提であり、本史料にも関連資料が綴じ込まれている。本稿では、その中から〔参考４〕と〔参考５〕を掲げた。翌年、江政敏が、前年にアイヌ民族の授産事業も放置し、アイヌ民族を漁場で雇うこともなかったことが、アイヌ民族によって本史料でくり返し訴えられている。アイヌ民族は、大津村和人、大津蔵之助を代理人に選んで、官に対して訴願運動を展開するのである。

史料の中で、㉒のアイヌ民族代理人の「至急願書」や、㉘のアイヌ民族の代理人への「委任状」などが、最初に注目されるのである。ちなみに㉒の「至急願書」は、アイヌ民族共有財産裁判で、札幌高裁において、井上は、2003年５月、原告団（アイヌ民族）側から「歴史研究者の意見書」を出して内容に触れ、同年12月高裁で証言した際に、㉒全文を証拠の一つとして提出し、内容を法廷で説明した。同年９月、同じ裁判で瀧澤正が旭川など全道の共有財産管理経過の問題点を証言していた。

㉒では、十勝アイヌ民族が、漁場の取り戻し、アイヌ民族自営を述べている。加えて、アイヌ民族共有財産の共有金を正当に清算し、下げ戻すことをも求めていた。アイヌ民族は、我等アイヌ民族は、相当の財産があるのに、圧制され、束縛のもとに苦しみ、自営活計を妨げられ、あたかも、重罪人の治産を禁じられたもののようだ、と主張していた。その主張は、本稿で紹介する史料の各所に出てくる。

㉘の「委任状」は、今まで取りあげられたことがない。十勝各地域のアイヌ代表17名が連名で大津村の和人大津蔵之助に十勝アイヌ民族の訴願と、それにとどまらず十勝アイヌ

民族の公的事務全般を委任している。事務は、納税、官への願い、伺い、届け、漁場取り戻し、共同漁業、共有金の収支・清算・残金取扱い、におよぶ。アイヌ民族が、和人を民族の「代理人」に就かせることは、官庁文書文体の「難解さ」ひとつを見てもわかるように、必要なことであったであろう。北海道庁が、その後、アイヌ民族代理人に就いた和人（大津蔵之助やのちの内海勇太郎ら）を「同族有力者を煽動」し、「裏面に糸を引く者」として容赦なく指弾している事実は、これら和人と官庁との立場の相違を示している（北海道庁『北海道旧土人保護沿革史』1934、239頁）。

1892年秋、アイヌ民族は、請願運動の結果、江から漁場２ヶ所を取り戻した。そこまでの経過が「十勝外四郡土人関係書類」に収録されている。しかし、江政敏からの取り戻しでは、紛争は決着しなかった（麓慎一が、『近代日本とアイヌ社会』（2003）で、十勝アイヌ民族共有財産問題について、江政敏の漁場返却で釧路郡長が「決着をつけた」。根本的に終わった、と説明している（同書、62頁）のは、高倉や『新北海道史』らの、紛争が保護法制定まで多様に長期にわたってつづくという従来の叙述とも史実とも違っている。それは、アイヌ民族近代史の重要な部分を占める共有財産問題を過小評価した叙述である）。

1895年１月、日清戦争最中、帝国議会へ日高アイヌ民族が陳情を行った。アイヌ政策全般の問題点が陳情され、それに対して北海道庁が弁明書を提出した。北大附属図書館に所蔵されている「北海道土人陳述書」には、十勝アイヌの共有財産問題の関係資料が多数収録されている。井上は、この「北海道土人陳述書」全文を、資料紹介した（井上1999）。そこに、1893年以後の経過が載っている。同紹介中の、釧路郡長の「十勝外四郡旧土人の件に付、上申」である（同紹介、171～３頁）。共有漁場５ヶ所のうち２ヶ所を返戻した。しかし、なおその「収支、決算、および将来の授産方法」などについて、アイヌ民族は郡役所へ請願を続けたのである。郡長に、アイヌ等、「こもごも」請願した。新郡長は、その言うところ、「実に愍然措くあたわず」。これまで貸与している資金のうち、不明の分は、棄捐の上、帯広伏古村のトレツを惣代人とする「十勝国中川・河西・河東・上川郡、古民財産管理法」を制定した。不明分「棄捐」は、正当な清算を求めていたアイヌ民族の要請を却けるものであった。一方では、アイヌ側の意向を部分的に容れて、帳簿、会計報告、通常報告と決算報告、アイヌ惣代の関与などをもりこんだ「古民財産管理法」ができた。

その後は、1894年に、十勝の一地域、中川郡のアイヌ民族が白人村で集会を開いて、財産管理組合を結成したことが分かっている。しかしながら、1899年、北海道旧土人保護法が制定され、官側がふたたびアイヌ民族共有財産の管理と運用の全権を掌握。中川郡財産保管組合も解散した（井上、2013）。この中川郡組合史料は、組合の和人雇員であった内海勇太郎によって作成され、十勝アイヌの長老だった吉田菊太郎によって「北海道アイヌ文化保存協会」の財産として大切に保管されてきた。現在は、幕別町で保管されている。小助川勝義や小川正人、山田伸一らによって整理され、『吉田菊太郎資料目録Ⅱ』（1998）として目録が刊行されている。

高倉新一郎の『新版アイヌ政策史』や『新北海道史』では、アイヌ民族共有財産紛争での官の不正な管理が明記されているのだが、「世間の疑惑と誤解を招いた」（『新版アイヌ政策史』、506頁）、「世の指弾を受けた」（『新北海道史』、180頁）という、実に漠然とした表現で叙述され、アイヌ民族の主体的な請願運動にまったく触れない。こうした問題点については、井上『明治日本の植民地支配』（2013）を参照されたい。しかし、地元で1960・70年代に刊行された『幕別町史』（1967）や、『本別町史』（1976）は、アイヌ民族の財産保管組合の運動を、アイヌ民族の自治運動として叙述しているのである。和人内海勇太郎の給料も、組合規約で決められ、明記（年額120円以内）されている。アイヌ長老吉田菊太郎が編纂委員に入っていた『幕別町史』は、代理人、和人内海勇太郎は、規約で「雇員」と呼ばれるのだが、アイヌ民族組合が契約書を作成し、保証人を立てさせて、「雇いいれた」と記している（39頁）。内海は、アイヌ民族の事務全般を委託され、その後、終生コタンに、吉田菊太郎の隣家に住んだ。

ちなみに、明治20年代後半には、アイヌ民族では、プラウやハローを導入して農業で奮闘しているものが見られることが、山田伸一や井上、桑原真人によって、近年指摘されているが、『本別町史』（1977）は、これをすでに明記し（161頁）、『豊頃町史』は、別章で十勝固有のプラウやハローの歴史について、詳しく解説している（499～502頁）。プラウやハローは、少くとも馬複数頭を必要としていた。

十勝において、1892年１月、十勝「旧土人総会」が開催されていた。それを報ずる新聞記事が、富田虎男によって、「北海道毎日新聞」明治25年２月６日付記事から見いだされ、1990年に紹介された（富田1990）。十勝アイヌ、民族運動紹介の先駆けであった。

> 旧土人総会
> 十勝外四郡各村三百十戸の旧土人は、去月十八日総会を開き、旧来土人取締上の悪弊を一洗し、今後の取扱方及び施政の改良法に就て請願書を其筋に差出さんため大津蔵之助氏を代人に選挙せしに同氏も心能く承諾し椎原郡長へ願意を述べ、廿二日、一編の願書を差出せり

富田は、この記事を「注目に値する」とし、「なお幾多の障害を乗りこえて「請願書を其筋に出した」310戸のアイヌの主体的な決断と集団的な行動力には、目を見張らせるものがある。これはたまたま一新聞紙上に見出したものに過ぎず、他にもこれと同じような運動が展開されたであろう」と、そして「その発掘と運動全体の総体的な把握は今後の課題に属する」と述べた（同10頁）。この1892年請願運動の全体像を示すのが本史料であるが、１月22日、アイヌ民族総代から釧路郡長へ提出された請願書は、本史料に綴じられていない。

なお、錯綜した請願運動を整理するために、述べたように、時間順に整理した。また、1892年の史料を配列したが、収録しなかった史料で、別紙史料や参照すべき史料を（参考

１）のように、２字下げで掲げた。史料目次で、内容をカッコ内に摘記したのは、便宜のためであり、簡潔さを重んじて記したので、あくまで手掛かりとして使用していただきたい。

（付記）アイヌ民族共有財産裁判の当時、記したように「歴史研究者の意見書」を高裁に提出し、証言した筆者は、アイヌ民族近代史の史料に精通した専門家、山田伸一氏に教示をもとめた。山田氏からさまざまの学問的な教示をいただいた。その際に本史料の山田氏作成、仮解読をいただくことができた。本史料の一史料を証拠として提出し高裁で証言した後、本史料を早急に発表すべきだと考えた筆者は、今回、氏の快諾をいただいて、氏の解読を参考にしつつ解読をあらためて作成し、編集し、本稿を作成した。難読な所の多い本史料の解読において、参考になる所が多かった。山田伸一氏に深甚の謝意を表したい。いづれ氏が本史料全文を公表される日を待望したい。

史料㊵の官庁「電信約号」の調査などについて、瀧澤正氏等の助力をいただくことができた。名前を掲げないが、謝意を表したい。

〔参考文献〕

・北海道庁『北海道旧土人保護沿革史』、第13章「共有財産」、179～181頁（1934年）
・幕別町史編纂委員会『幕別町史』先住民族３、「旧土人組合時代」、35～43頁（1967年）
・豊頃町史編さん委員会『豊頃町史』、第１編第３章第５節「場所請負制度とアイヌ」、第６節「アイヌ民族の保護政策」、47～57頁（1971年）
・高倉新一郎『新版アイヌ政策史』、第６章第４節の二「北海道旧土人共有財産管理問題」、500～508頁（三一書房、1972年）
・北海道『新北海道史』、第４巻通説三「共有財産の管理」、179～181頁（1973年）
・帯広町史編纂委員会『帯広市史』、第６章「十勝漁業組合」（1976年）
・本別町史編さん委員会『本別町史』第３節「開拓使・札幌県時代」、142～172頁（1977年）
・富田虎男「北海道旧土人保護法とドーズ法」（『札幌学院大学人文学会紀要』45、48号、1989、1990年）
・小川正人・山田伸一『アイヌ民族　近代の記録』、資料編、（草風館、1998年）
・幕別町蝦夷文化考古館文書資料調査委員会『幕別町蝦夷文化考古館　吉田菊太郎資料目録Ⅱ　文書資料編』（1998年）
・小川正人「1883年におけるアイヌ教育「資金」の「下賜」「下付」について」（『日本の教育史学』42、1999年）
・井上勝生「資料紹介『北海道土人陳述書』―アイヌ陳述に対する北海道庁弁明書（1895年）―」（『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第５号、170～228頁、1999年）
・財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構『アイヌ民族に関する指導資料』近代の政治・社会、２「「北海道旧土人保護法」の制定とその問題点」の４）「共有財産の問題」、66頁（2000年）
・小川正人「「北海道旧土人奨学資金給与規程」（1931年）について」（『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』６、2000年）
・山田伸一「「北海道旧土人保護法」による十勝アイヌの共有財産管理」（『北海道開拓記念館研究紀要』第30号、2002年）、のち山田伸一「十勝アイヌの共有財産管理」（『近代北海道とアイヌ民族―狩猟規制と土地問題―』、第８章、北海道大学出版会、2011年に再録）

・麓慎一「共有財産問題とアイヌ」（『近代日本とアイヌ社会』の④、山川出版社、日本史リブレット57、2002年）
・小笠原信之『アイヌ共有財産裁判―小石一つ自由にならず―』（緑風出版、2004年）
・瀧澤正・大脇徳芳・小川隆吉・鹿田川見「特集　アイヌ民族共有財産裁判」（『人権と部落問題』731号、2005年）
・榎森進「アイヌ民族共有財産の返還を巡る諸問題」（『アイヌ民族の歴史』第10章、草風館、2007年）
・井上勝生「アイヌ民族共有財産裁判「歴史研究者の意見書」」（今西一編『世界システムと東アジア』日本経済評論社、2008年）
・瀧澤正　証人尋問調書（2003年９月30日、第７回口頭弁論）、井上勝生　証人尋問調書（2003年12月２日、第８回口頭弁論）（「アイヌ民族共有財産裁判の記録」編集委員会『百年のチャランケ―アイヌ民族共有財産裁判の記録―』、緑風出版、2009年）
・山田伸一「「北海道旧土人保護法」以前の十勝アイヌの共有財産について」（『平成20年度普及啓発セミナー報告集』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2009年）
・北海道新聞「十勝のアイヌ　旧土人保護法前、組合で財産管理」（椎名宏智記者、2010年８月30日朝刊、同紙十勝地方版、３回連載記事）
・井上勝生「近代アイヌ民族のたたかい―十勝アイヌ民族を中心に―」（越田清和編『アイヌモシリと平和』、９～26頁、法律文化社、2012年）
・井上勝生「北海道と朝鮮とアイヌ民族」（『明治日本の植民地支配―北海道から朝鮮へ―』、岩波現代全書11の第３章、2013年）
・桑原真人「アイヌ民族とその権利をめぐる運動―「北海道土人陳述書」から―」（関口明他『アイヌ民族の歴史』、山川出版社、2015年）
・小川隆吉、瀧澤正構成「アイヌ民族共有財産裁判のこと」（『おれのウチャシクマ［昔語り］　あるアイヌの戦後史』寿郎社、2015年）

（いのうえ　かつお／北海道大学名誉教授・大学文書館研究員）